

報告書

ザ・チャレンジ たま結び

子どもや若者だれもが自分らしく幸せに生きられる

Well being をめざして

(子ども・若者支援施策のあり方)



令和元年（2019年） 8月20日
多摩市 子ども・若者に関する施策検討懇談会

目次

	p.
子ども・若者みなさんへ支援の輪が届くように	1
I. 多摩市における子ども・若者の現状と課題	4
1. データからみる現状と課題	4
2. ニーズ調査からみえてくる課題	14
3. インタビュー調査からみえてくる課題	20
II. 子ども・若者育成支援の課題と対策	23
1. 全ての子ども・若者の健やかな育成	23
2. 困難を有する子ども・若者やその家族の支援	28
3. 子ども・若者の成長のための社会環境の整備	30
4. 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援	31
5. 子ども・若者の成長を支える担い手の養成	32
III. 施策を進めるための有効な手法	37
1. 横断的、包括的な支援の必要性	37
2. 子ども・若者育成支援のネットワークをいかに形成するか	38
3. 支援を必要としている子ども・若者をつかむ多様なチャンネル	40
4. 子ども・若者の育成支援の総合的見地からの施策評価・アセスメント	40
5. 子ども参画による子どもの声の施策への反映	41
6. 子ども・若者育成支援のための条例制定	41
附録 1 市民活動インタビュー調査の概要	42
2 子ども・若者に関する施策検討懇談会懇談会開催記録	47
3 子ども・若者に関する施策検討懇談会懇談会委員名簿	48

表紙解説 “たま結び”：縫い糸の最初に結ぶ玉結びと語呂合わせでもあるが、つながりを結び、関係の網の目を紡いでいく意味を込めた

写真：2018年に開催されたパルテノン多摩の運営を考えるワークショップには中高生も参加した、その一風景

子ども・若者みなさんへ支援の輪“たま結び”が届くように

子ども、若者のみなさん。あなたは自分が生きていく中でつらい時や、困った時、多摩市役所や他人の大人から助けてもらったことはあるでしょうか？多摩市が行った調査（15歳～39歳対象）では、何か人間関係のつまずきなどで家にひきこもってしまった人のために行政等で設置された相談窓口があるにもかかわらず、19歳以下で相談したことがあるのは5割、より上の年代では2割しかいませんでした。その理由が「相談しても解決しない」という、行政を含めてあまり頼りにされていない実態がわかりました。

ではどのようにしたら、信頼されるようになるでしょうか？ひきこもり、不登校、いじめ、虐待など子ども・若者のみなさんの中で自分はどこも悪くないのに、そんな状況に追い込まれて、自分が悪いかのように思い込んでいる人はいませんか？あなたがそうでなくても周りにいませんか？いたら、どうあなたは声かけたり、励ましたりできるでしょうか？

こういう問題とは無関係、僕は、私は忙しいんだというあなたも、ちょっと考えてみてください。小さい時からの純粋な心というものは傷つきやすい。自分に自信があっても、それは、壁に出会うと簡単に自信喪失になる。上機嫌から急に落ち込んだりと、そんな凸凹が自分の心を鍛えてくれる。大人になる過程にはそんなことは何度もある。落ち込んだ時に話を聞いてくれる友人や親、または近所のおじさんなどいればいい。でも、誰もいなかった時に、それは全部自分のせいだと抱え込んでしまったら、心の闇の中に迷い込んでしまう。本当は誰か、こんな一言、声をかけてくれる人がいるといいのですが。

「この肉体の中ばかりをうろうろしている魂に、ときどきは肉体から飛びだして、人の肉体の中に入ってみたり、あるいは空高く舞い上がって宇宙全体が見通せるような所まで遊びに行くことです。銀河も、あらゆる他の星座も小さな一つの塊に見える所まで行って、またもとの肉体にもどってくることです。そしてわが魂のぬくもりの中で静かに旅の思い出にふけてごらん下さい。顔におのずからほほえみを覚えるでしょう」

（吉阪隆正、「吉阪隆正全集16巻『あそびのすすめ』」、勁草書房、1985年）

あなたは幼少期の頃から外遊びをしていましたか？外遊びはまさにわくわくする魂の旅行のようです。でもそういう外遊びの面白さを知る前に、いろいろ決められた塾や習い事、またはゲームに誘われるまま、そういう経験をし損なっているかもしれません。または周りがそんな流れの中で、一人孤独を感じていたかもしれません。

あなたはむしゃくしゃした時、ここに行けばスッキリするという居場所がありますか？それは多摩市の中にあるでしょうか？あなたは多摩市に住んでよかったと思えるような経験をしたことがあるでしょうか？

「多摩市は本当に子どもたち、若者たちに頼られるまちだろうか」、「どうやったら子ども・若者たちに頼られるまちになるだろうか」と、行政の人と専門家が

集まって検討してきました。以下にその方向性をまとめました。もし、あなたの感覚、気持ちと違ったら、遠慮なくご指摘ください。

多摩市子ども・若者に関する施策検討懇談会会長 木下 勇

<本報告書の主な内容>

「だれ一人とりのこさない」というSDGs（持続可能な開発目標）^{注1}の考え方と同じく、多摩市はすべての子ども・若者の未来がかがやくような支援^{注2}を進める必要があります。以下はその骨子です。

1. 全ての子ども・若者の健やかな育成

胎児期から社会に出るまで、切れ目ない支援を行います。自分が自分らしくいられる、ホッとする居場所や人がつながる場づくりをします。

2. 困難を有する子ども・若者やその家族の支援

ひきこもり状態が長期化する人たちの支援、その他いろいろな事情で困難な状況の人たちに支援が届くよう、効果的な情報提供でつながる支援を行います。

3. 子ども・若者の成長のための社会環境の整備

NPO、ボランティア、関連機関、専門家との連携で専門的支援をつなげるとともに、地域の支えを強化します。

4. 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

自尊感情や自分らしさに自信を持って、未来への希望を描いて、社会にも思ったことを発言できる子ども・若者の参画を推進します。

5. 子ども・若者の成長を支える担い手の養成

子ども・若者の成長を支える支援の専門家や地域の支えとなる担い手を養成するとともに、子どもの権利条約を理解しに基づき、次世代が安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

そのために以下の行政の施策を推進します。

1. 横断的、包括的な支援の必要性

子ども・若者は市民と等しく、その課題解決はあらゆる部署にまたがるために、横断的包括的な体制を組みます。

2. 子ども・若者育成支援のネットワークの形成

市民、地域組織、NPO、企業とも子ども・若者支援のための連携体制を組みます。

3. 支援を必要としている子ども・若者をつかむ多様なチャンネル

支援を必要としている一人一人の子ども・若者に支援がにつながる多様な機会、情報の接続を用意します。

4. 子ども・若者の育成支援の総合的見地からの施策評価・アセスメント

本当に支援を必要としている子ども・若者に施策が成果をあげているか、情報を公開し、子ども・若者、市民からの評価を受けて、改善に反映させます。

5. 子ども参画による子どもの声の施策への反映

子どもに関わる施策には子どもの声を反映する仕組みを考え、次世代の環境を脅かすことのない持続可能なまちづくりをすすめます。

6. 子ども・若者育成支援のための条例制定

上記の方針を実現するために、子ども・若者の当事者、市民、議員とともに話し合いながら、子ども・若者育成支援のための条例制定が必要です。

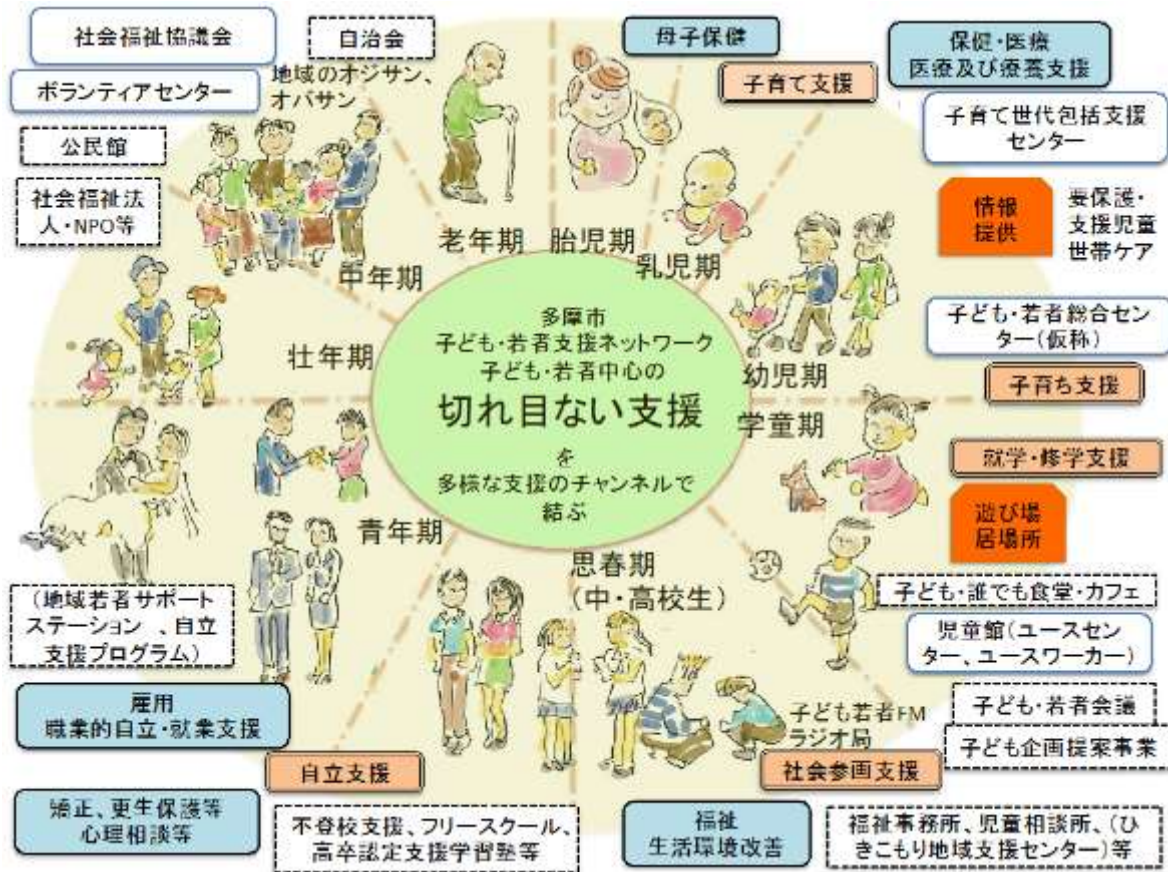


図 子ども・若者支援の輪（たま結び）

注1 SDGs : 2015年の国連サミットで採択された17のゴール・169のターゲットから構成された、国連加盟国が2030年までに達成する目標。

注2 支援：支援という言葉には支援する側とされる側に上下の関係を感じることもあるが、ここでは大人、子どもでも対等に一個の人権をもった存在として認め、若者同士のお互いの「支援」という意味も含め、相手の主体性を重んじつつ、必要とされる事柄を補助する意味で用いる。英語ではサポートという意味である。

I. 多摩市における子ども・若者の現状と課題

1. データからみる現状と課題

(1) 拡大する将来の不安

日本の社会は子ども・若者のだれもがのびのびと自由に遊び、様々な社会体験を経て、大人への階段を登ることが保障された社会と言えるだろうか。

戦後の高度経済成長を実現し、一億総中流意識と言われた時代を過ぎて、バブル経済が崩壊してから、日本経済も停滞し続けている。終身雇用という日本型の経済からグローバル化した経済の新自由主義的競争原理の導入によって、派遣雇用など企業寄りの労働環境の進展に、生活の困窮を抱える世帯も増加し、経済格差は世代間の差とも重なり、将来の持続可能性にも不安の影を落としている。

一方で、20世紀の終盤には多様な家族の形態が現れ、生き方も多様になってきた。ところが社会の制度がその状況に追いつかず、ステレオタイプな「家庭」や「人生」とは少々異なる生活を営む人たちにとって不利な状況が見られるようになってきた。生まれた環境によってその後の人生が左右されてしまうようになってきたのだ。そのことは、「がんばれば希望は叶う」とは到底考えられない、最初から諦めているような一定数の人たちを輩出し、社会に多くの「分断」を生じさせている。

こうした社会の不安定さや分断は、子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校の増加、ひきこもりの長期化など、子ども・若者にも大きな影響を与えている。

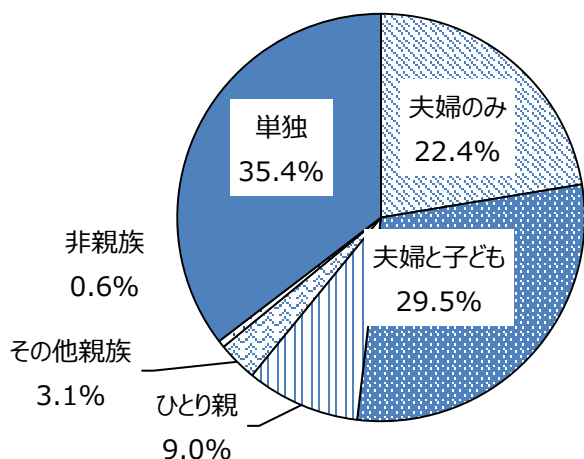
多摩市は、高度経済成長時代の肝いりのニュータウン事業でつくられた多摩ニュータウンの多くの部分を抱え、大都市東京を目指して居住するマイホームを実現した理想的な中流家庭が住むまちであった。緑豊かな郊外住宅地のイメージはまちができたときと変わらないが、外見とはうらはらに、将来への不安の要因がみられる。とりわけ、その不安は子ども、若者にまずは現れてくる。

(2) マイホームがもたらした孤立無縁社会

高度経済成長を牽引した住宅建設、不動産、土建および金融の関連産業は戸建、マンション等の共同住宅も含めて「マイホーム」という夢の追求によって支えられていた。国の景気回復もいまだに土建業に依存する。だがその「マイホーム」の実現は核家族化の進展をも意味していた。三世代の関係の中での子どもが親のみならず祖父母、また時に叔父叔母など大家族の中で人間関係の基礎的な愛情を知り、しつけも含めて生きる知恵を学び、そして近隣とも開け放れた多様な人間関係での相互扶助的な関係を学びとっていた。それは社会関係資本とも呼ばれる、金には換算できないセーフティネットであった。子どもの成長もその見えない関係の網の目によって、救われていた。時には親に反発する思春期の子どもの受け皿（話を聞いてくれる、存在を認めてくれる近所のおじさん、おばさんなどの存在）ともなるように。しかし、その見えない網の目は、プライバシー重視の外界に閉鎖された住宅形式と核家族化によって断ち切られ、消えていった。

そしてIT革命以降、ますますその物理的な近在の相互依存性は薄れ、周囲の助けを得なくても個人で生きられるかのような感覚が支配し、助け、援助を求めることは恥、ないし人に迷惑というような、個人の囲い込みへと進んできた。密室化した各住戸の中は外界から閉ざされ、個人情報保護の制度化とともに、人間関係の分断が進展した。その結果、孤立した困窮世帯は外から見えなくなった。

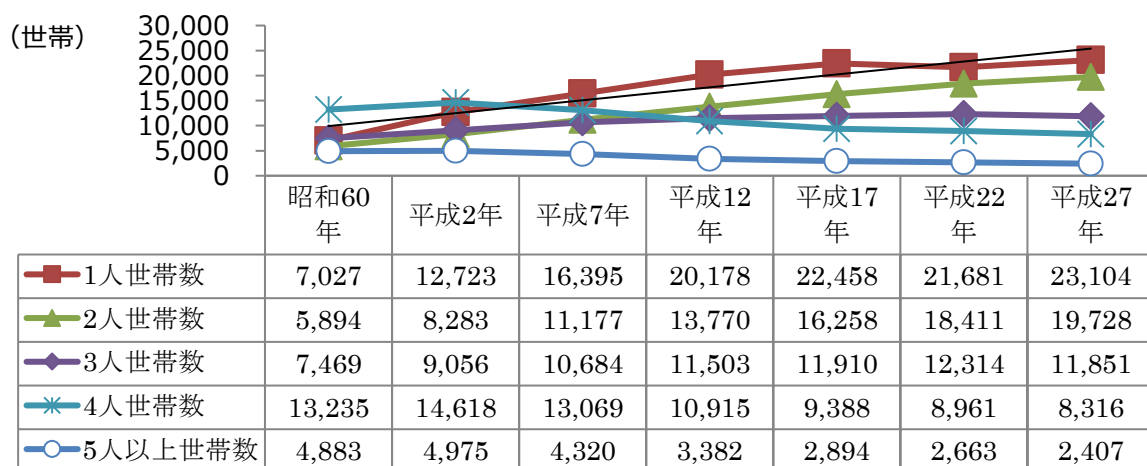
■一般世帯の家族類型別比率（多摩市）



出典：国「国勢調査」平成27年度

図 I-1 家族のタイプ（多摩市）

■人員別一般世帯数の推移（多摩市）



※一般世帯とは、住居と生計を共にしている人々の集まりである。

- ①一戸を構えて住んでいる親族および単身者
- ②住居は共にしているが、別に生計を維持している間借りる単身者や下宿者
- ③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍，独身寮などに居住している単身者

出典：国「国勢調査」平成27年度

図 I-2 人員別世帯数の推移

（3）少子高齢社会の新たなセーフティネットのあり方・・・「たまご」を育む

団塊世代が75歳以上となる2025年に向けて地域包括ケアシステムにおいては住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現しようとしている。そこでは高齢者が社会的役割をもつことで、生きがいや介護予防にもつなげる取組が重要とも言われている（厚生労働省資料参照）。

この生きがいや予防という高齢者の社会参画において、子ども・若者に高齢者が活躍する姿はせいぜい、高齢者が昔の遊びや、伝統的技術を伝えるぐらいの交流という類で行われるぐらいである。団塊の世代がNPOなど市民活動の主要な担い手

として活躍している今日の状況を鑑みると、後期高齢者予備軍とされる団塊の世代が子ども・若者育成支援に乗り出していくような、地域包括ケアを子ども・若者育成とあわせて展開することは相互につながりをつくり、家族関係に規定されない、他人同士でも世代がつながる、いわば魂のキャッチボールが行われ、人間の喜びにもつながり、ほころびた地域のセーフティネットに変わる新たなセーフティネットになるのではないか。

この関係がないと、「保育所の子どもの声が騒音」、「道路で遊ぶ声がうるさい」などの世代間の対立となり、それは持続可能な地域とは反対のものとなる。対立が起こるのは互いの関係性がつくられていないための不安がストレスとなり感情的対立となりがちであり、大きく心の健康をも損ねる。他人の孫でも関係がとれて認識され、自身が位置づくことは人間の喜びにつながる。千葉県柏市の多世代交流型コミュニティより浸透してきた言葉で、「他人の孫」を「たまご」という。(参照「地縁のたまご」<http://ta-mago.com>)。そういう「たまご」を地域に見つけ、高齢者世代と子ども・若者世代の関係が緊密になると、様々な問題の解決にもつながる新たなセーフティネットとなるであろう。

年齢3区分別人口割合の推移（多摩市）

年齢3区分別人口割合の推移を国勢調査の結果で見ると、昭和50年を境に年少人口の割合は減少傾向にあります。一方、老年人口の割合は増加を続けており、増加率は生産年齢人口の減少率とほぼ一致します。

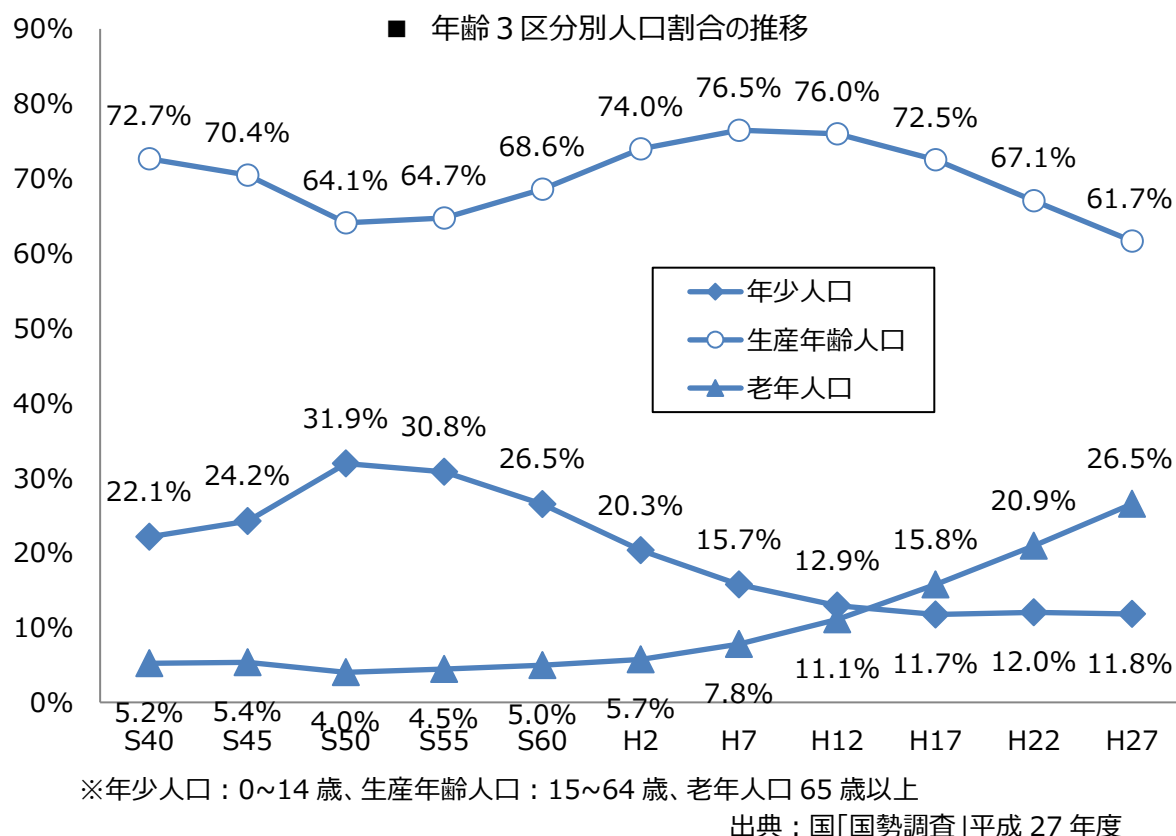


図 I-3 年少（0～14歳）、生産年齢（15～64歳）、老年（65歳以上）人口の推移

■ 施策の要望度

(4) 満足度が低い青少年行政

市の施策への市民の満足度では、児童の健全育成、幼児・児童の福祉、教育は決して満足されている状況ではない。ひとり親世帯への支援は女性の社会進出支援と並ぶぐらいに満足度が低い。

しかし、施策の要望の順番をみると青少年の健全育成はそれほど上位に上がるわけではない。ひとり親世帯への支援も同様である。トップは高齢者福祉であり、満足度の高い水辺、公園緑地の要望よりも低い位置にある。

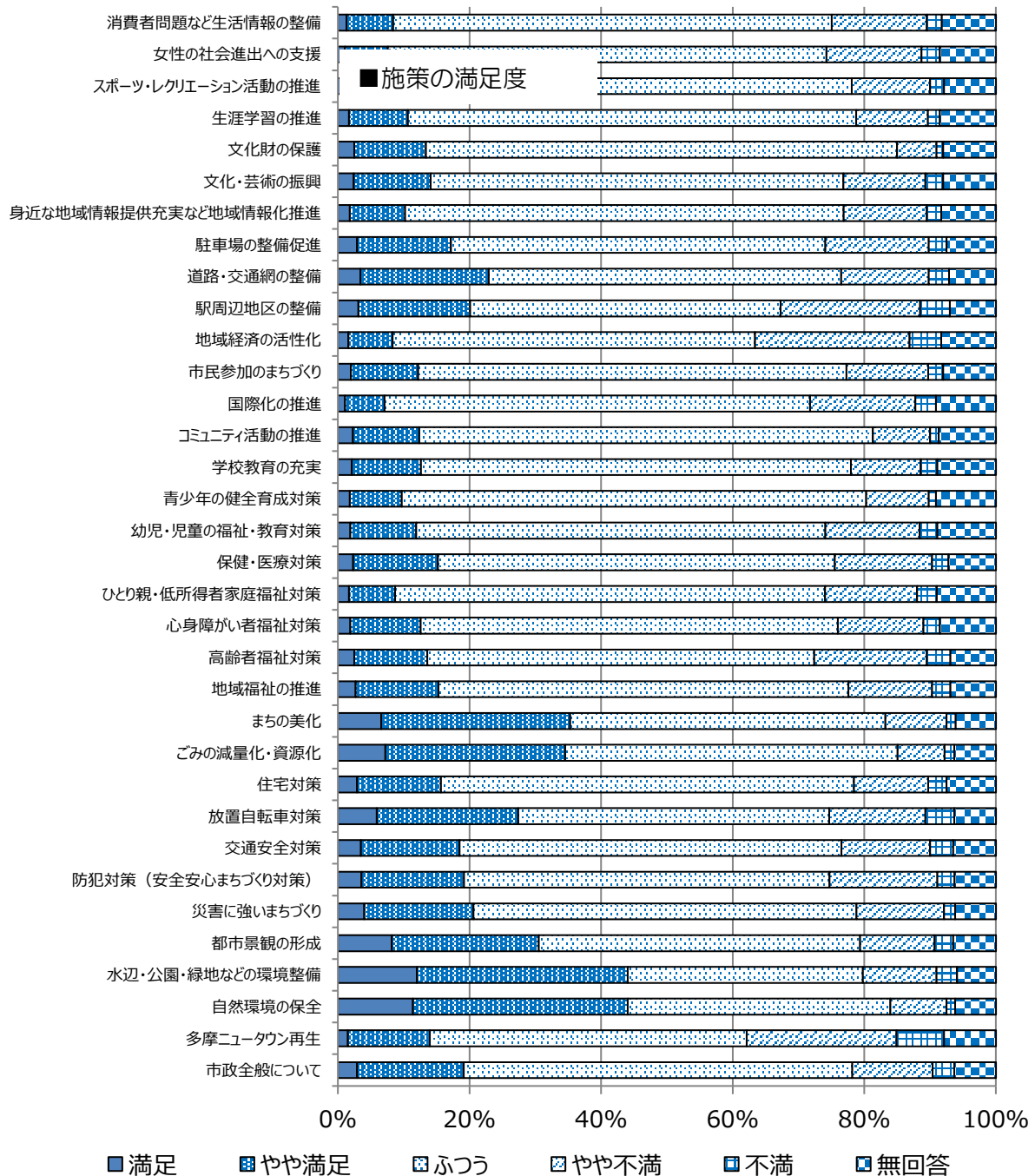


図 I-4 施策の満足度

出典：多摩市「多摩市政世論調査」平成27年度

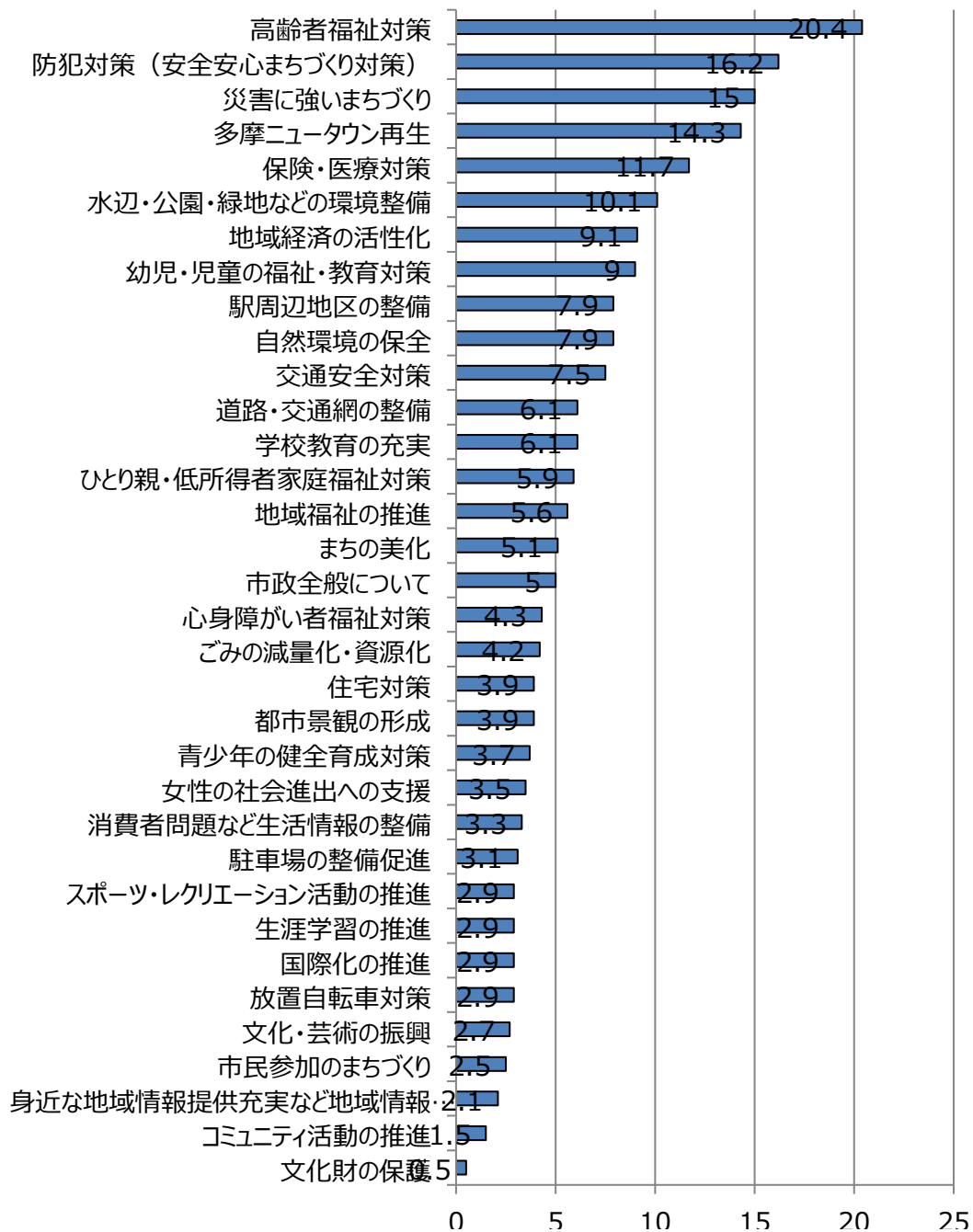


図 1-5 施策の要望

出典：多摩市「多摩市政世論調査」平成27年度

（５）定住意向が低い若い世代

定住意向を20歳以上の世代別で比べると、20歳代が最も低い。20歳代前半は就職など社会に出るため、ある程度は想定されることである。いったんはまちの外へ出てまた戻ってくる若者を増やすためには、子育てしやすい、子どもにやさしいまちの仕組みを作っていくことが求められている。市政はじめ政治、社会への関心の低さは多摩市に限らない日本の若者の特徴で、国際的にも比べても異質な傾向にある。いい学校、いい大学、いい企業という与えられた一元的価値のレールを走る競争社会に巻き込み、他の世界、価値に触れる経験を欠いて、自己肯定感、自信を

失い、未来への希望をも失う子ども・若者を生み出している日本の現状がある。それは多摩市で育つ子ども・若者の住む世界をも覆っている。若い世代にとって住みやすさ、生きやすさを実感できる要素は何かを見直す必要がある。

小さい頃から遊び、そして地域社会、環境の向上に関わることは、民主主義、環境問題での持続可能性として重要なことである。子ども期から地域のまちづくりに参画することは将来の定住意向につながることは、いくつかの調査で明らかになっている。

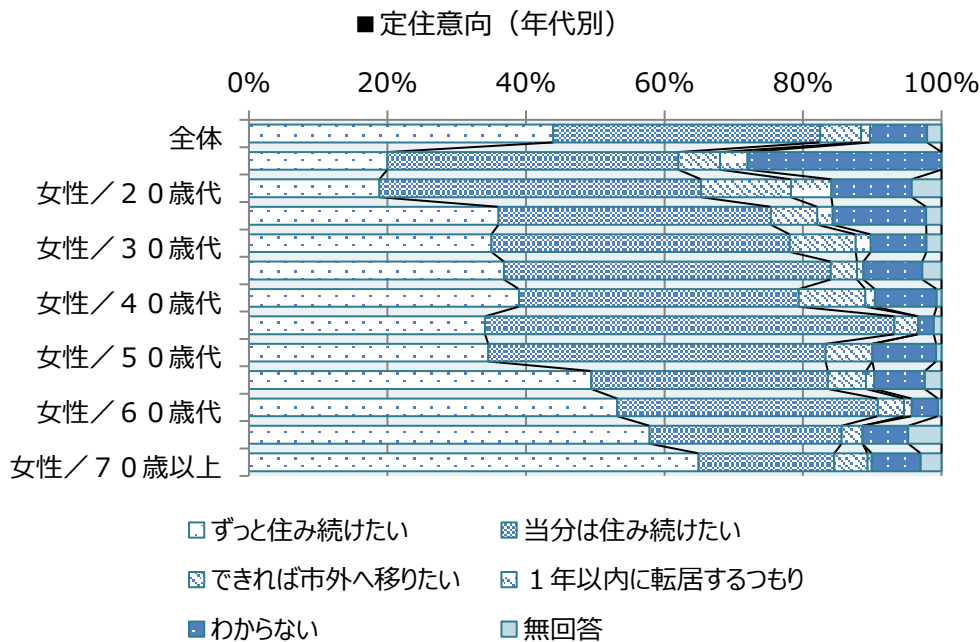


図 I-6 年代別定住意向 出典：多摩市「多摩市政世論調査」平成27年度

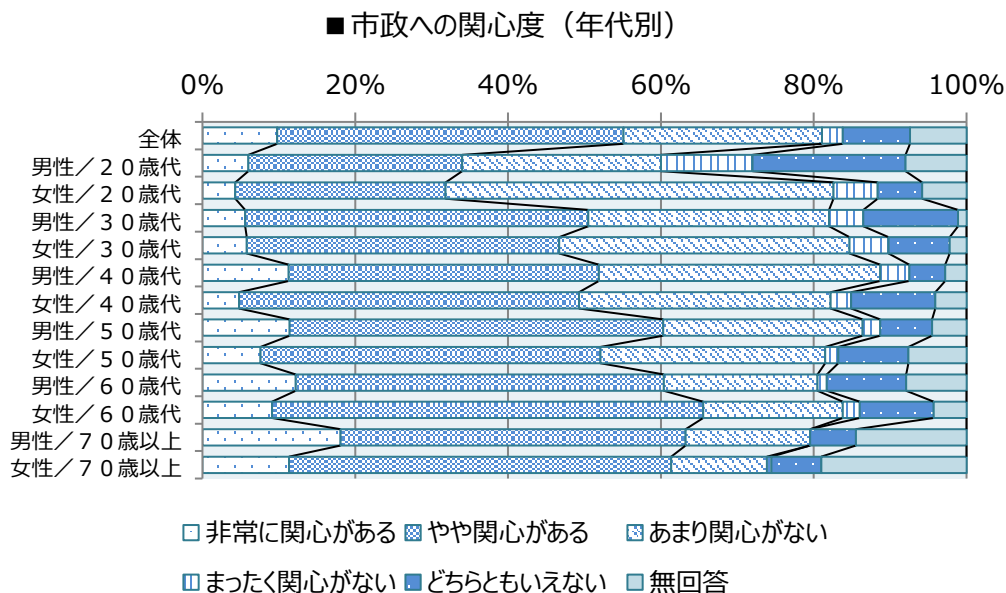
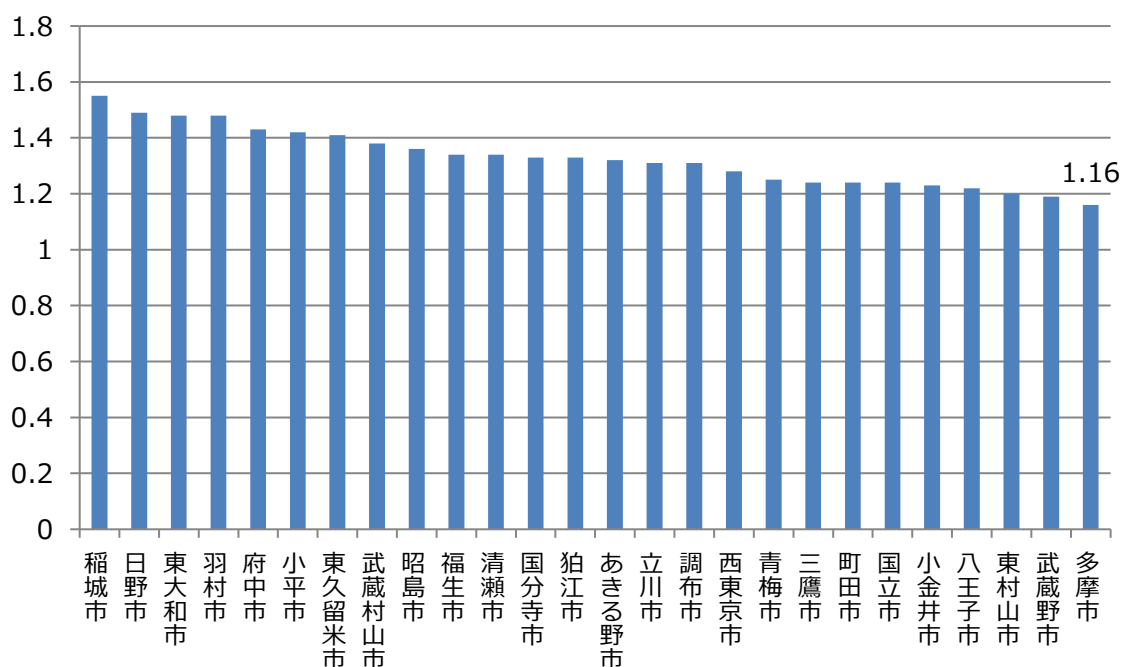


図 I-7 年代別市政への関心度 出典：多摩市「多摩市政世論調査」平成27年度

(6) 合計特殊出生率が周辺地域の中で最も低い

多摩市は東京都西部の26自治体の中で最も合計特殊出生率が低い。これはなぜなのか。多摩市は子どもを産み育てやすいまちと言えるのだろうか？そもそも女性の社会進出を少子化の理由にするのは古い考え方で、また子育てを家庭の責任に押し付けるのも同様である。SDGsという持続可能な開発目標の枠組みの中では子ども、女性の立場が重要である（国のSDGs推進本部では3本柱の一つ）。ドイツのフライブルグの新しい住宅地VAUBANは環境、女性、子どもにやさしい街、車を持たない職住近接の街として知られる。そこでは自然と子どもが生まれ、一世帯平均子どもは3人という（11頁図I-9写真）。働きながら子どもを産んでも育てやすい環境をどう形成するかということも考える必要があるが、子育てを家庭のみではなく、近隣はじめ人間社会の関係が築かれ、地域の物理的環境も含めて、暮らしやすく、持続可能な環境形成を多摩市のまちづくりとして考える必要がある。

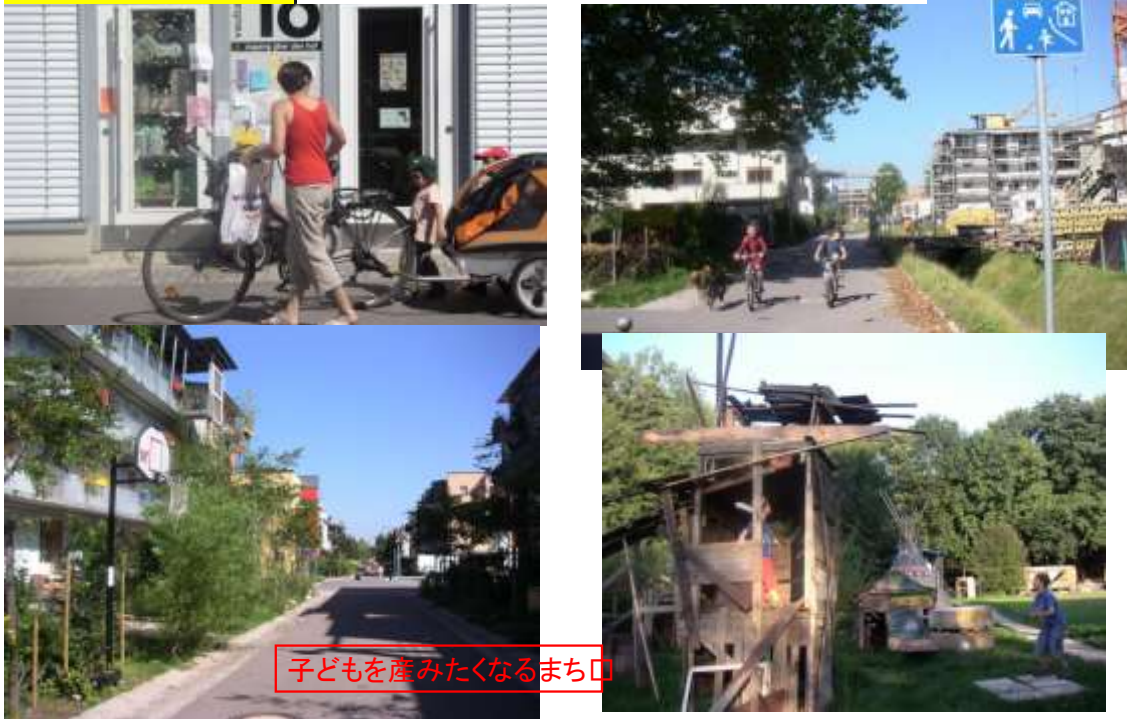
■合計特殊出生率（平成28年度比較）



出典：東京都「人口動態統計」平成28年度

図 I-8 合計特殊出生率 多摩地域の比較

ドイツ フライブルグ 自然と子どもを産み、育てたくなる住環境□



ドイツの子ども・家族に優しい都市 ヴォーバン地区(フライブルグ市) 道路は子どもの遊びが優先される。環境共生共同住宅も参加型でつくり、NPOが運営。ヒアリングによると、子どもを生んで育てたくなる環境で、一家に3人は子どもがいるという。□

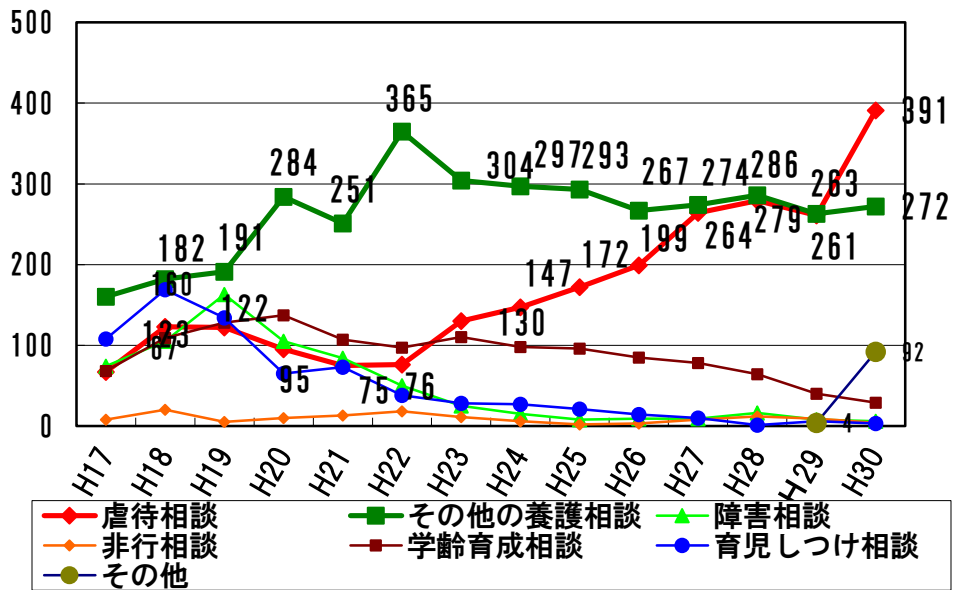
図 I-9 子どもが自然と増えるまちづくりの例(ドイツ ヴォーバン地区)

(7) 児童虐待相談、教育相談の増加

虐待相談件数は平成 29 年度から平成 30 年度にかけて急激に増加している。これは平成 30 年 3 月に発生した目黒区の虐待死亡事故を受けて、国の通知から対策を強化したためである。「乳幼児健診未受診者、未就園児童、不就学児の緊急把握の実施調査」においては庁内の関係各部署の協力の下、未就園児童の把握、調査、訪問等を実施し、対象児童の 86 件の安全確認を行い、さらに支援が必要な家庭に対しては継続的に訪問等を実施している。また、関係機関への通告対応等の周知等を行い連携強化を図った。

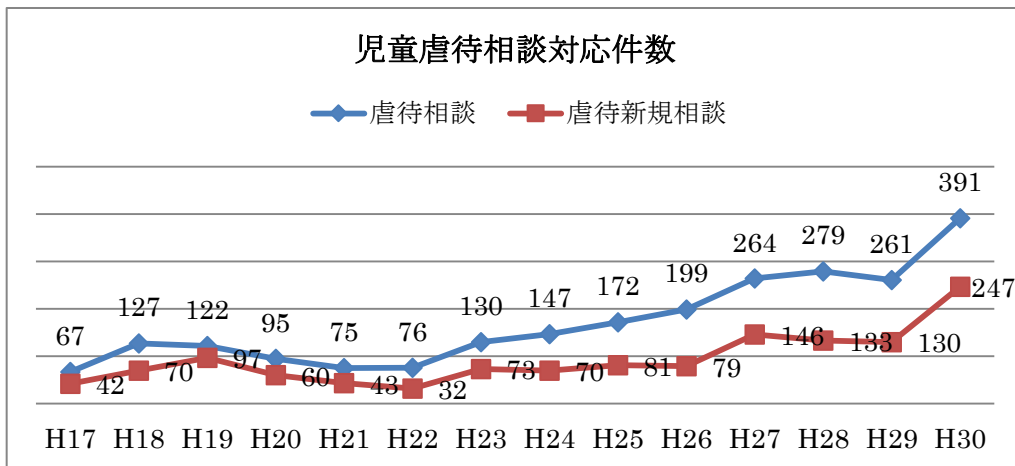
さらに、平成 31 年 1 月に発生した千葉県野田市の虐待死亡事件を受けて平成 31 年 2 月 8 日の関係閣僚会議では、子どもの緊急安全確認や関係機関との連携強化等が重ねて通知が出された。この事件では児相の対応への批判もあるが、多くの業務を少人数で行なっている人員不足の問題も指摘されている。子どもの権利条約の子ども最善の利益重視が浸透していない問題も露呈した。

平成 30 年度の多摩市の新規の児童虐待相談対応件数は去年の 2 倍近くの件数となっている。専門的対応が可能な人員配置や NPO 等とも連携してセーフティネットを広げていくことが課題である。



出典：多摩市子育て総合センター「平成 30 年度多摩市立子育て総合センター子ども家庭支援センター事業実績」

図 I-10 児童相談の件数の推移



出典：多摩市子育て総合センター「平成 30 年度多摩市立子育て総合センター子ども家庭支援センター事業実績」

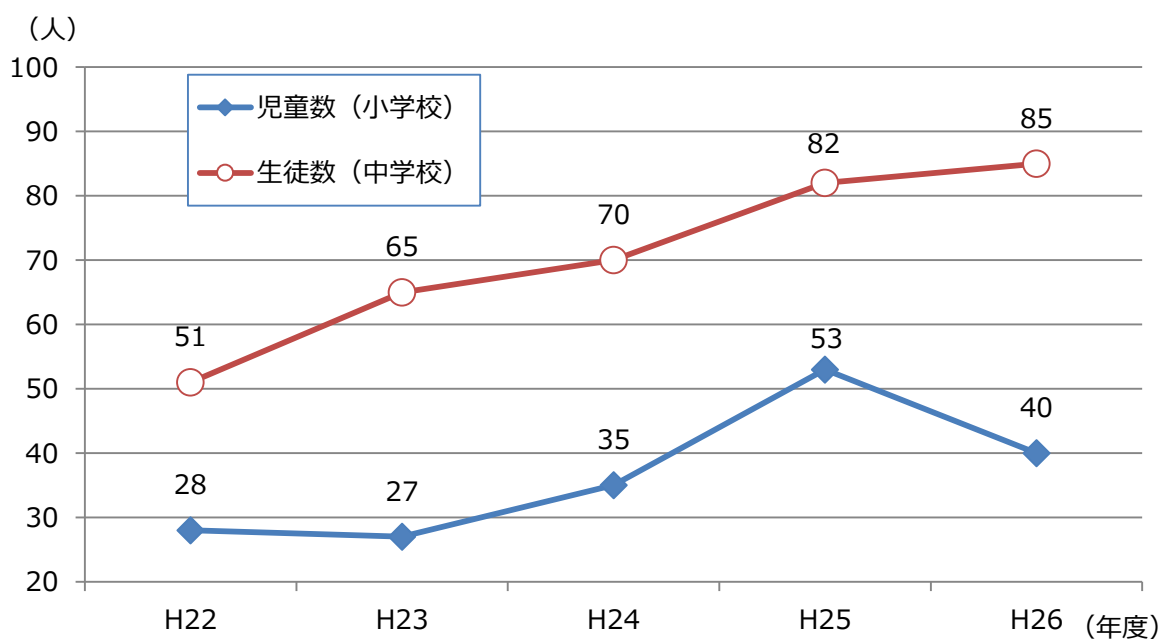
図 I-11 児童虐待相談対応件数の推移

(8) 不登校の増加

不登校児童、生徒数は年々増加している（少しデータは古い。小学生児童は平成 25 年から平成 26 年に減少）。中学生に多くなるのは、思春期の自我形成期の不安定な心理状態を反映している。この時期の不登校をきっかけに、長期ひきこもりに発展することも考えられるので、不登校の初期対応は重要である。

教育相談はそういう不登校の子どもの救いとなっているであろうか？相談件数は増えている。

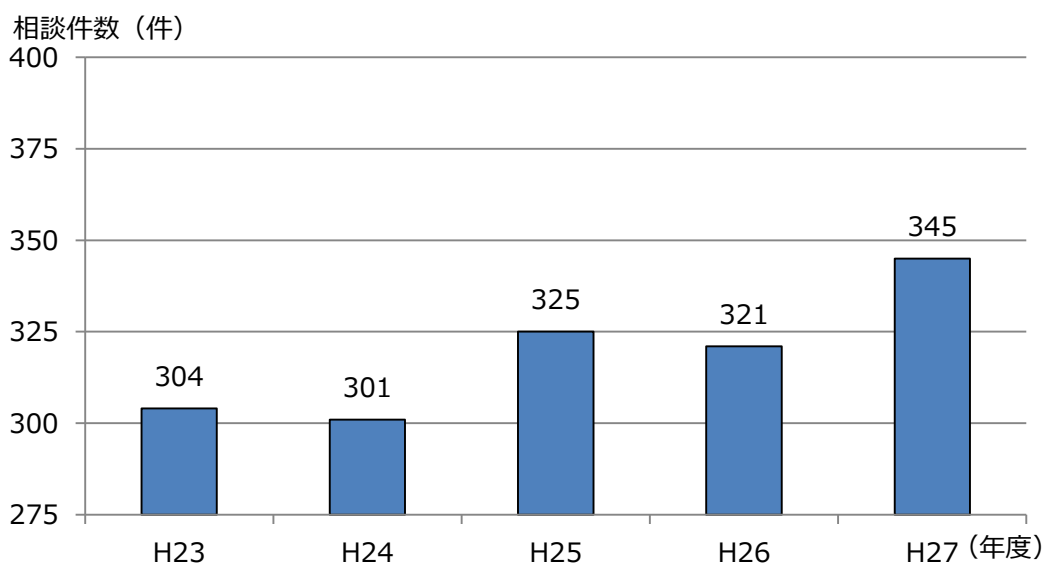
■ 不登校児童・生徒数の推移



出典：文部科学省「学校基本調査」平成 26 年度

図 I-12 不登校児童・生徒数の推移

■ 教育相談（来所）件数の推移



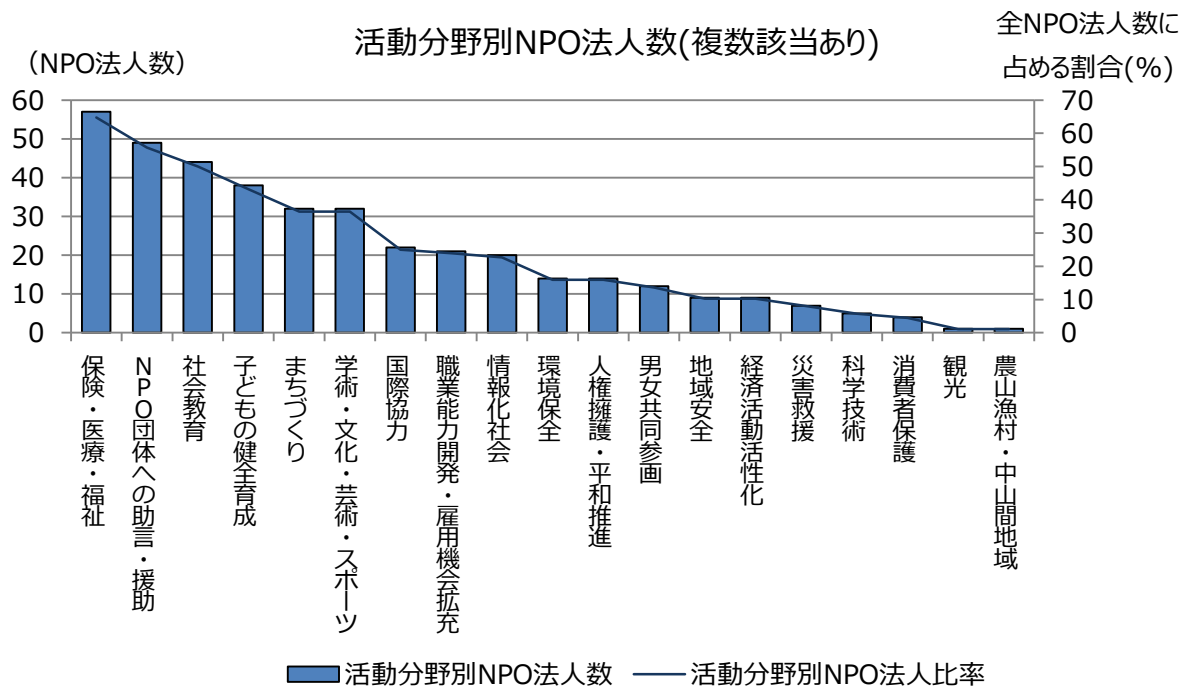
出典：多摩市「多摩市の教育」平成 27 年度

図 I-13 教育相談対応件数の推移

(9) NPOとの連携

多摩市のNPO法人の中で子どもの健全育成は4番目に多い。最も多いのは保険・医療・福祉で次に中間支援組織、そして社会教育が3番目に多い。子どもの育

成関連のNPOは決して少なくないことを物語る。子ども・若者育成支援では行政の手の届かないところでの支援にNPOの役割が期待される。だがNPOと行政の連携、協働は掛け声ほどうまく進展していないのが多くの自治体の実態である。それは行政とNPOの対等な関係（協働）での課題の共有、役割分担、そして何よりも相互の信頼がまだまだ築きあげられていない点にある。



出典：東京都生活文化局都民生活部管理法人課
多摩市「多摩市政世論調査」平成 27 年度

図 I-14 活動分野別 NPO 法人数

2. ニーズ調査からみえてくる課題

以下は多摩市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（平成 31 年 3 月 <http://www.city.tama.lg.jp/0000008999.html>）を分析しての課題をとりあげる。

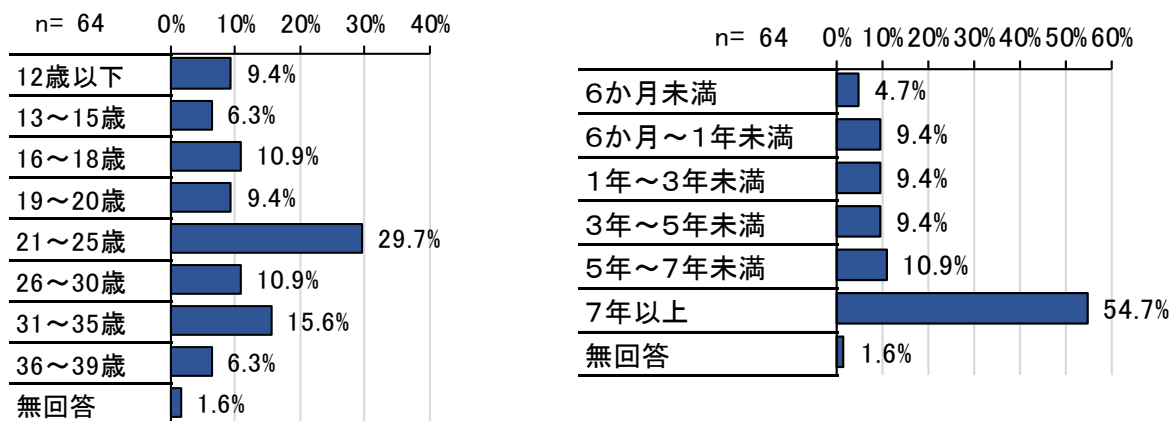
(1) ひきこもりの長期化について

a. 人間関係のつまずきから

「現在の状態（自室から出るが家からほとんど出ない、自室からほとんど出ない、外出した際友人や知人とコミュニケーションをまったくとらない、ほとんどとらない）になったのは何歳のころからか」という質問に対して、性別問わず 21～25 歳が最も多い。

「現在の状態になってどのくらい経っているか」という問いに「7年以上」という回答は上位から 35～39 歳 (70%)、15～19 歳・30～34 歳 (50%)、25～29 歳 (44.4%) である。男性 (76.9%)、女性 (37.8%) と男性が多い。

そのようになったのは高等学校卒業(75.0%)が最も多い。



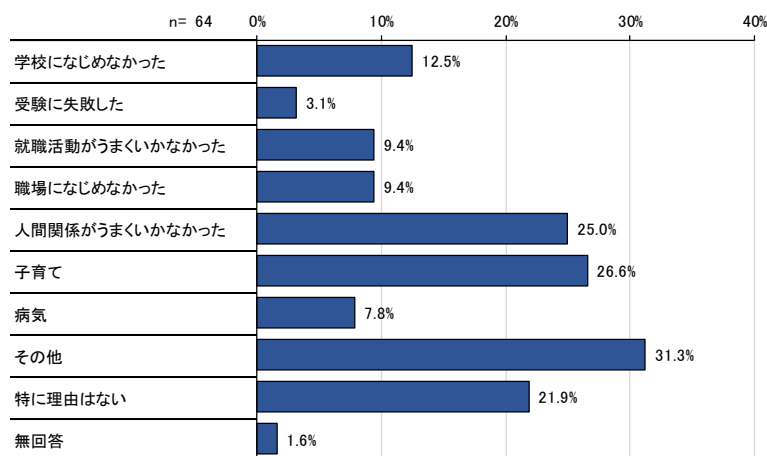
出典：多摩市「子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査報告書」平成30年度

図 I-15 家から出ない・他者と交流をとらなくなった時期(左図)と期間(右図)

そのきっかけとしてあがったのは以下の事柄が多い。ただし、その他が最も多く、一概に言えないのが実際で、人それぞれ事情が異なることをまず認識しておくべきである。

詳細を年齢層別で見ると、15～19歳は「学校になじめなかった」「人間関係」「その他」「理由なし」、20～24歳は「理由なし」、25～34歳は「人間関係」、35～39歳は「子育て」である。

性別にみると男性は「人間関係」「学校になじめなかった」「その他」である。女性は「子育て」「人間関係」「その他」である。



出典：多摩市「子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査報告書」平成30年度

図 I-16 家から出ない・他者と交流をとらなくなったきっかけ

このように、人間関係のつまずき、問題をきっかけとして、他者との関係を断ち切る行動は学校時代から徐々に進行し、社会人となっても改善せず、ますます孤立する中で自己肯定感や意欲が低下していくプロセスが推測できる。

b. 関係機関に相談することはあまりない

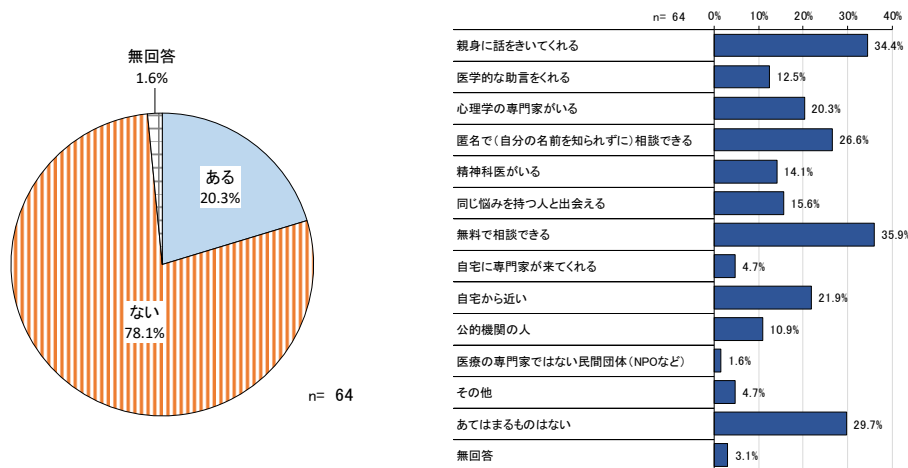
「現在の状況について、関係機関に相談したことがあるか」という問いに対して「ある」と回答したのは15～19歳が5割と最も多く、それ以外の年齢は2割と少ない。性別では男性26.9%、女性16.2%と女性の方が少ない。

「現在の状態について関係機関に相談するとすればどのような機関が適切か」という問いには15～19歳は「親身に話を聞いてくれる」「精神科医がいる」「同じ悩みを持つ人と出会える」、20代は「無料で相談できる」、30～34歳は「親身になって話を聞いてくれる」、35～39歳は「その他」と年齢のステージで異なる。性別で見ると男性は「無料で相談できる」が多いが、女性は「親身に話を聞いてくれる」「無料で相談できる」「あてはまるものがない」と分かれる。

では、「現在の状態について、関係機関に相談したいと思いますか」と聞くと、「相談したい」に回答があるのは35～39歳のみで1割程度ある。「少し相談したい」は20～24歳、25～29歳、30～34歳で2割程度である。「相談したくない」はほぼ全員となる。「相談したい」「少し相談したい」は男性では23.1%であるのに対して女性は16.2%となっている。

「相談したくないと思う理由」について15～19歳は「自分のことを知られたくない」が多く、それに加えて20代は「相談しても解決しないと思う」、20～24歳は「相手にうまく話せないと思う」が加わる。30～34歳は「特に理由はない」、35～39歳は「その他」と個別の理由となる。

性別問わず最も多いのは「相談しても解決しないと思う」であった。



出典：多摩市「子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査報告書」平成30年度

図 I-17 関係機関への相談の有無 (左図) と相談するのに適切と思う相談機関 (右図)

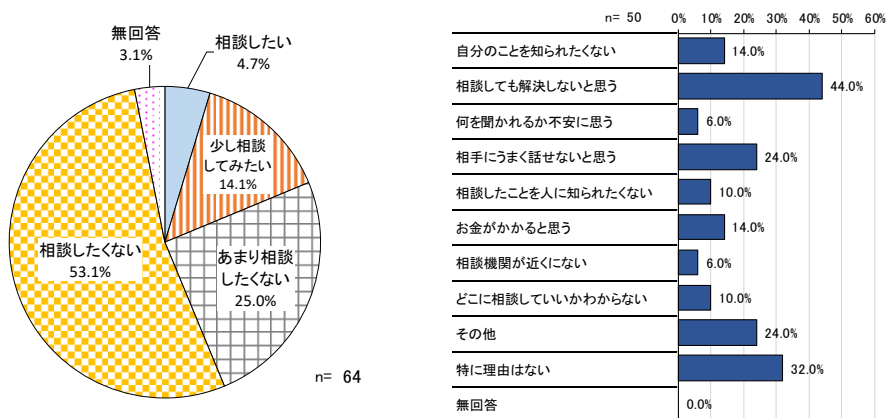


図 I-18 関係機関への相談したいか（左図）としたくない理由（右図）

このように関係機関への相談が2割程度であることは「援助要請の力」の不足によるのか、相談したくない理由に、「相談しても解決しない」と思う人が多い。支援機関への信用度が残念ながら高くない。

調査対象の若者の1%は家族・親族にも悩みの相談、ソーシャル・サポート、本音の聞き役、つながり、を持っていない。

困難な状況の渦中にいる当事者は、自身が支援を必要としていることを認識することすら、心理的な余裕がなく、結果、援助を求める行動をとることができない。間口を広く敷居を低くした相談窓口の設立と、相談担当者の高い資質の維持向上が急務である。

c. 地域の人との関わりが薄い

特に地域の人との関わりが薄い人の割合が高い（41.3%）。コミュニケーションを取りづらくなった年齢については、学校の友人は高校時代に疎遠になる場合が多く、その後20歳を過ぎて、家族・親族や職場・アルバイトなどとの関係については、取りづらくなっていく

（2）中高校生アンケートから

a. 友人との関係の希薄化

中高校生へのアンケートから学年が上がるにつれて友人がいないと回答する率が上がっていることがわかった（2.6%から8.7%まで上昇）。また、女性（2.8%）よりも男性（7.6%）の方がいないと回答している率が高かった。また、高等専門学校・専修学校（高等課程）や特別支援学校の生徒が「友人がいなし」と感じている方が多い。

進路の相談は母親が最も多いが、親との関係の悩みの相談先に「同性の友人」が多く（61.1%）、次いで「スクールカウンセラー」（11.1%）となる。学校の先生との関係の悩み事は母親（54.8%）でついで同性の友人（45.2%）となる。スクールカウンセラーは4番目だが少ない（6.5%）。友人とのつきあいの相談でも同様の傾向である。

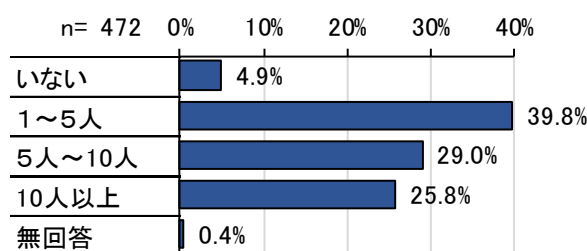
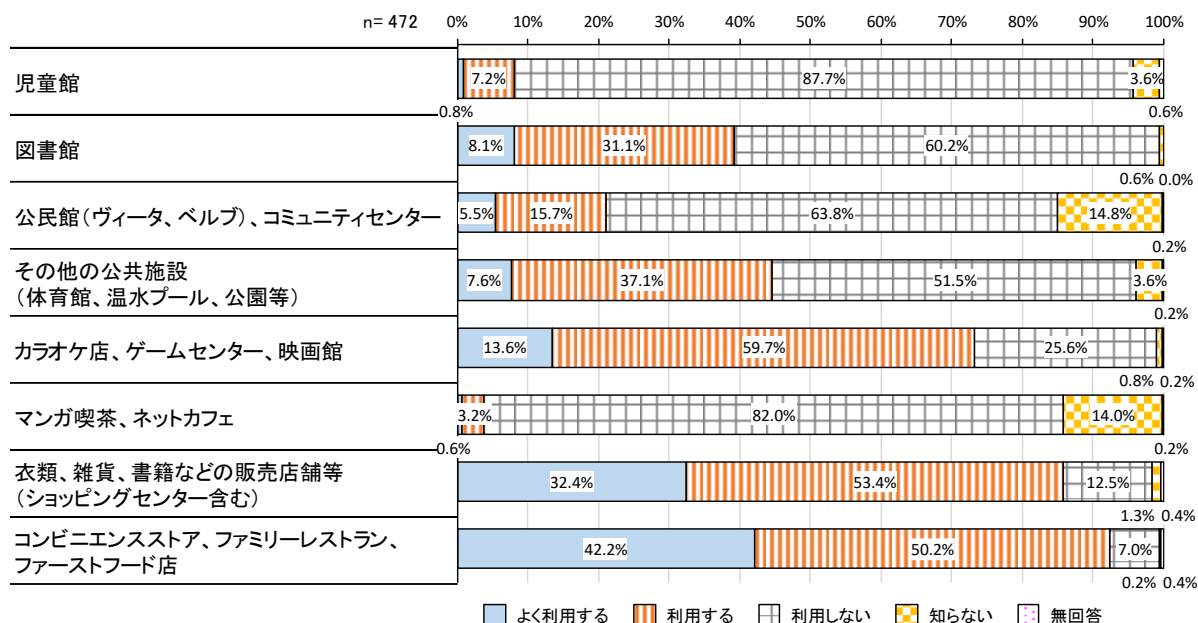


図 I-19 友人の数

b. 居場所がない

中高校生に一番利用されているのは「コンビニエンスストア」であった。一番利用されていない施設は、一般世帯では①児童館、ひとり親世帯は⑥マンガ喫茶等であった。

児童館は全体的に8%と極めて利用している人は少なく、学年が上がるごとに通わなくなる傾向がある。その中でも特別支援学校に通っている生徒が高い利用率(33.3%)となった。



出典：多摩市「子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査報告書」平成30年度

図 1-20 施設の利用状況

c. 習い事と地域活動、どちらが大事か

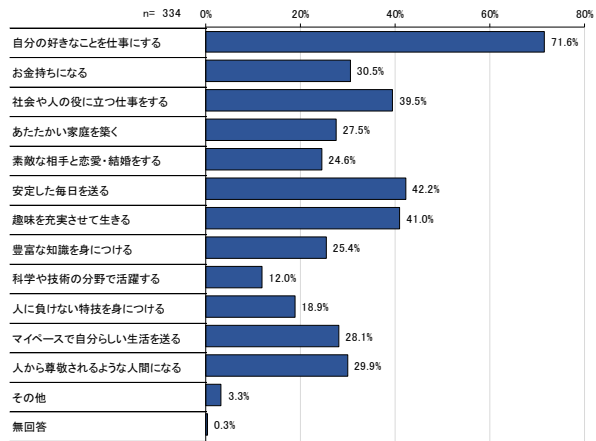
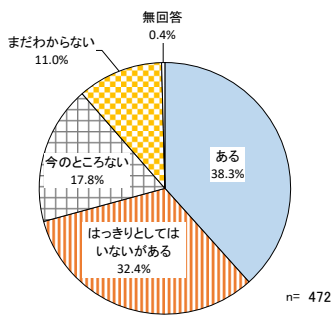
「習い事をしていない」と回答した率がひとり親家庭は56.2%、一般家庭は35.8%と前者の方が高い率であった。習い事をしている回数が多いほど、ボランティアや地域活動に参加した経験がある率が減る傾向にあった。

d. 将来居住意向と地域活動は相関

一般世帯では多摩市に住みたい希望は、地域のグループ活動やボランティア活動参加の有無には関係していない。ひとり親世帯では、参加したことがある人は参加したことがない人に比べ、将来多摩市に住みたいと思っている傾向にある。

e. 将来の夢を持ってない子ども・若者にどう夢を

将来の夢について一般世帯では「あり」「はっきりとしてはいないがある」を併せて学年問わず6~7割。ひとり親世帯では「あり」が高3(42.9%)以外は3割である。



出典：多摩市「子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査報告書」平成 30 年度

図 I-21 将来の夢の有無（左図）と将来の夢（右図）

f. 熱中していることが無い場合にどのような体験の機会を与えられるか

一般世帯では、中学生は「部活」、「趣味・習い事」、高校生は「趣味・習い事」、が最も多い。ひとり親世帯では、中学生は「趣味・習い事」、高校生は「特にない」が最も多い。

g. インターネットに接続できる機器

男女ともほぼ同じく、8割以上所持している。一般家庭では、中学生は学年が上がるごとに所持率が上がり（中3は8割）、高校生はいずれも9割以上となっている。ひとり親家庭では中2が8割、他は9割以上所持している。

一般世帯の中学生はLINE、Twitterが、高校生は音楽や動画の視聴が最も多い。ひとり親世帯ではLINE、Twitter、音楽や動画の視聴、スマホアプリゲームが上位を占めている。

h. インターネット上での人やコミュニティ

- ア 何でも悩みを相談できる人がいる⇒15～24歳2割、他は1割未満。
- イ 困ったときは助けてくれる⇒年齢が上がるほど少なくなる。
- ウ 他の人には言えない本音を話せることがある⇒20～24歳2割、他は1割未満。
- エ 強いつながりを感じている⇒20～24歳1割、他は1割未満。

i. 休日の過ごし方

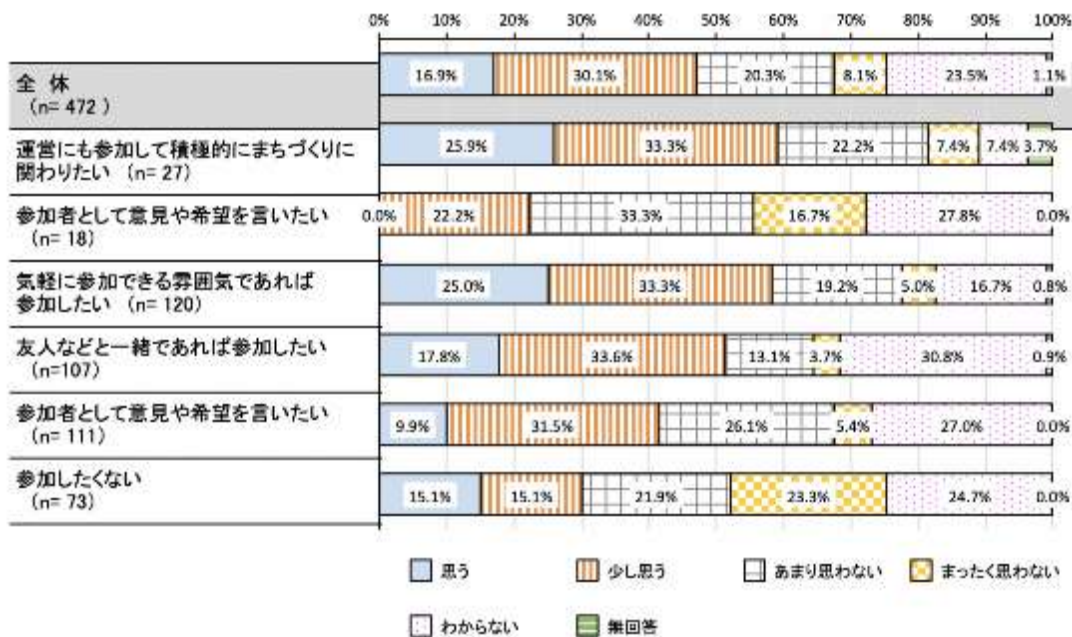
全体を通して、「携帯電話やスマートフォンでSNSを利用したりゲームをする」が平均33.5%と一番高い数値となった。その次に高い数値となったのは「家で宿題や勉強をする（32.2%）」であった。中学1年生は「学校以外のクラブ活動」にも16.7%が参加しており、学校以外とのつながりがあるが学年が上がるごとにその数値は減少傾向がみられた。

j. 参画

一般世帯では、市のまちづくりについて「運営にも参加して積極的に関わりたい」「気軽に参加できる雰囲気であれば参加したい」が「将来多摩市に住みたい（住み続けたい）」に「思う」「少し思う」が最も多いと相関の高さを示す。

ひとり親世帯では「参加者として意見や希望を言いたい」「気軽に参加できる雰囲気であれば参加したい」が将来多摩市に住みたい（住み続けたい）の「思う」「少し思う」が最も多いと相関の高さを示す。

いずれも「参加したくない」は多摩市に住みたいと思う率が最も低かった。



出典：多摩市「子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査報告書」平成30年度

図 1-22 まちづくりへの参加と定住志向

3. インタビュー調査からみえてくる課題

(1) 市民ボランティアの強い「意志」による支援

市民の活動は個人の経験から強い「意志」をもって取り組んでいる。例えば「ひなたぼっこ」という不登校の子の保護者の当事者団体で、保護者同士が普段では言いにくい話をうちあけあい、希望を見出す糧にする活動に関わっておられ、「多摩らっこ」という地域の子どもたちの居場所づくり、特に困難な課題を抱える子どもたちの居場所として支援を展開する岡部氏は、子どもの本当のこと、本当の気持ちを知りたいという思いで支援を続ける。それは行政の施策の動機以上の強い力となっている。また保護者や社会から見捨てられたか断絶、一人ではまともに生きていくのが困難な状況下の子ども・若者に寄り添いながらの、時間をかけた信頼を構築した支援となっている。それはまた、子ども食堂「ピンクララタマ」の玉内氏、フードバンク「シェア・マインド」の松本氏、「すわハーモニーカフェ」の櫻田氏や民生委員高野氏らの話、および無料学習塾「慈有塾」藤原理事および高木代表の話しと

も通じる。

そして、これら市民の活動は互いに連携、協力しあい、活動を支え合っている。例えばフードバンクは市民、企業からの食材の無償提供を仲介し、子ども・だれでも食堂を支えている。食品ロス問題というより広範囲に共通する課題解決にもとりくみ「たま食ねっと」というネットワークでつながっている点が市民活動の強みでもある。(附録1 市民活動インタビュー調査の概要)

(2) 市民セクターと行政の連携はいかに可能か

しかし、個人が支援できる子ども・若者の対象数は限られている。

また、行政、支援機関とこれら市民セクターとの連携はうまく取れていない。行政他関連機関がそれら市民セクターを信頼していないか、パートナーとして認識していないか、連携をとる施策がないか、何が原因か？各支援機関をつなぐコーディネーター役の不在が原因のひとつと考えられないか？だとしたら、誰がコーディネーター役となり得るか？

(3) 子どもが必要とする支援に出会うには多様なチャンネルを

子ども食堂、児童館、公園でのイベントなど、支援を必要としている子ども・若者をつかむチャンネルは多様にあった方がいい。誰でも、一人でも、気軽に参加できる仕掛け<ヒト・モノ・バシヨ>が必要。

例えば、子どもの文化・表現活動では歴史がある「子ども劇場」のように地域内で子どもを真ん中に、大人、老若男女が楽しみながら一緒に生き合う場をつくることを目的とした活動、子どもがつくるまち「こたま」のような子ども参画で子どもによるまちの運営の巨大なごっこ遊び、または子どもに人気のダンス教室からご当地アイドルを組織し、各種イベントにて活躍し、より小さい子どもの憧れともなっている「ディゼル」など、子どもの興味、関心も多様であり、また社会化する上でも多様な人との出会いが必要である。そしてまた、何かきっかけで高校卒まで行かなかった人たち向けの学習支援「慈有塾」、そして多摩市でいくつか生まれた子ども・だれでも食堂、フードバンクというネットワークがさらに多くの支援を必要とする子どもたちのセーフティネットとして機能して広がっていくことが期待される。

(4) 児童館が居場所になるには

児童館がそういう場になるのは、子どもとの信頼関係を築けている大人がいるかによる。児童館の役割はかつての小学生対象の児童厚生から、中高校生までをふくんだユースワーカー的な役割にまで拡大していくのか、それとも新たにユース専門のユースワーカーを専門職として確立し、児童館にユースセンターを併設するか、別個に設けるのか。ゆう杉並、川崎夢パーク等広域拠点の児童青少年センターは子ども若者の参画による運営で中高校生の居場所ともなっている。最近では武蔵野プレイスのような図書館、生涯学習センターとの複合施設に青少年活動の拠点を設けている例もある。隣の町田市では拠点の児童館が中高校生の拠点ともなっている。多摩市では地域性が豊かなので、地域単位で居場所を考える方が得策ではないだろ

うか。

(5) 食堂・カフェがつながる場

子ども食堂は貧困に結び付けられたイメージが定着したために、当事者の子どもが来にくいなどの問題が指摘される（他の都市では地元で反対された例がある）。だれでも食堂のように、一人暮らしの高齢者をはじめ多世代が食を通じて会話、関係がうまれるような場として発展の兆しがある。ただし月一回などの開催回数を増やすための課題がある。行政の事業としては限界がある。流通では多量の食材廃棄が問題となっている。企業、NPOが協力して持続可能な社会づくりへの貢献を期待したい。フードバンク、農家、市民農園等と連携した金のかからない食材の提供と担い手や利用者の料理の講習などウィンウィン（win-win）の関係の構築ができないか。例えば、農作業ボランティア等で参加型の交流がお互いのメリットとなるような仕組みがあるとよい。

(6) 民間企業からの助成、支援の開拓

民間セクターに行政の補助のみならず、民間の助成のルート開拓も重要。民間企業の理解と協力をどのようにとりつけるか。

(7) 子ども・若者の声をどう集め、支援施策に反映するか

当事者の子ども・若者の声をどう拾い、生かしていくか？また当事者が主体的に考え行動するまでにどのような支援がよいか。児童生徒の生の声を拾えるような、学校での地域との交流会や児童生徒と市長が対話、意見交換したり、直接民主制的な体験の実践へつながる活動が求められる。ただし学校とは異なる空気の中で子ども・若者が自由に意見を言う場が必要である。学校の先生とは違った大人が「斜めの位置」にいてくれること、また親ではない親戚、地域のおじさん、おばさんのような存在となる、話を聞いてくれる地域の大人が増えてくるような地域社会の形成をはかるべきである。

II. 子ども・若者育成支援の課題と対策

子ども若者施策の対象者は0歳～39歳までととても幅が広い。人生の一番変化の激しい時期を対象としているとも言える。子どもの側から考えてみると出生～被育児期間～被教育期間を経て就職、結婚そして出産という流れになる。つまりこの期間に子どもを取り巻く循環の流れが出来上がるのであるが、その流れに対し、歴史的な転換点が起きているのが現在の日本を取り巻く状況であり、それが少子高齢化として日本の社会の障壁として大きく押し掛かっている。

多摩市も前節の説明にあったとおり、合計特殊出生率においても26市の最低の数値であり、ニュータウン地域における急速な高齢化現象は周知の事実として認識されているほどである。日本の最先端を行っているという過言ではない状況である。その現状を鑑みれば、今回のこの施策を積極的に進めていくことは市の将来の方向性を打ち立てていくためにとっても重要なものだと認識を新たにし、これから掲げる5つの施策に対して積極的な展開が待ち望まれる。

ここでは0歳や胎児期から子どもを生まれてくる一人の人権主体として、多摩市の場合には2050年の大人として、その成長を社会で支える観点が大事であると考え。胎児期からの子ども・若者の支援を、地域社会で、まち全体で行政、市民、民間企業と協働して進めていくことである。

1. 全ての子ども・若者の健やかな育成

(1) 切れ目ない支援

1) 予防的支援（早期発見・早期対応）

まず、前提として捉えなければならないのは、親として位置づけられるほとんどの夫婦は「若者」であるという事である。すこやかな育成は子どもだけが対象ではなく、若者という視点で再考すると、親もそのすこやかな育成の対象者であるという事である。実際に、子どもへの不安の中で育児に対する不安の回答が多くあるのも当然のことであり、初めて子どもを育てることの意義がここに顕れているといっても過言ではない。

そういった意味で切れ目ない支援を子どもに限定するものではなく、その家族が何を享受できるか？に視点を広げることが重要であり、それに関わる関係機関、地域社会のマンパワーの活用を構築する必要がある。

特に、多摩市の母子保健事業を拡大するにはマンパワーの限界があるのは周知のことであり、母子保健事業の全体像を棚卸しし、民間の活用含めた再構築を進める必要があると考える。専門的課題と一般的課題を切り分けることで、ケアの配分が見えてくる可能性は大きい。

そうすることで、生活困難な家庭でも母親が妊娠期間中の母子保健の対応を保健師等が行なっているなかで見立て、特別に支援が必要な家庭に継続的にケアを行っていくことに力が注げ、母子保健から保育行政、そして就学期となったら学校、教育委員会等へスムーズにケアが引き継いでいかれる体制作りの構築が可能となってくる。

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等により把握され、養育支援が特に

必要とされる家庭には養育支援訪問事業を行う。ただし、次の段階の保育、そして小学校入学という切れ目ない支援にはスムーズにケアが引き継がれるために、関係者が一堂に会したり、いっせいに情報を共有するための対策チームなり連絡会議などがその対象となる。

保育所には地域交流スペースを設けたり、一時預かりスペースを設け、地域の保育の受け皿となる施策を施してきた。アンケート結果にもあったとおり、認知度は高いが利用度は高いものではなく、育児の専門性が生かされた形となっていないのが現状である。他にも児童館や、NPO法人も多く子育て支援施策を行っているが、それぞれの主体により方向性はマチマチであり、体制作りの再構築の中にしっかりと位置づける必要があると考える。

保育所にはひとり親で夜の勤務が遅い場合に、保育の延長も限界があり、そのためにファミリーサポートの協力者を求めて、子どもを迎えて預かってくれる家庭、多くは子育てが終わった世帯の協力者を募集して、研修を受けてから、それら協力者の世帯が夜に子どもを預かる支援を行い、子育て支援に成果をあげている（先駆的例では市川市ファミリーサポート事業）。預かる側は年配者も少なくなく他人の孫であるが、次第に自分の孫のように成長する姿に喜びを見出し、また預ける側の親も夜遅くに子どもを迎えに行きながら、支援者の親切が身にしみてわかり、子どもとともに自身のトゲトゲしたストレスもリリースされていくことが示されている。

保育所で子どもが散歩しながら地域の大人と親しくなり、地域の人で保育に協力する人も現れてくる。たいがいは年配者が多く、そのような保育の協力者は他人の孫でも自分の孫のように可愛くなる、高齢者には他人の孫にも自身の存在が位置づくことは生きがい、喜びになる、そこで「他人の孫」を「たまご」と呼ぶようになった。子どもにとってはそういう他人の恩恵に預かることはコミュニティという感覚を身につけていくことになる。それは地域の将来の担い手の卵ともなりうる。

それを拡大していけば母子保健の段階からも「胎児期からのまち保育」を展開していくことも考えられる。

国は平成 28 年に母子保健と子育て支援分野の窓口を一本化したワンストップサービスでの子育て世代包括支援センターの設置を推進し、2020 年度末までに全国展開をめざすようにガイドラインを設けている。その背景には一億総活躍社会という経済政策があり、視点は働く親にある。

そもそも問題は子ども本位に立った子ども中心の考え方がない。子どもを一個の人間として成長する環境を総合的に考える視点がない。子どもを親の従属物のように扱い、責任を全て親に被せる保守的な考えが、逆に親を追い詰め、育児ノイローゼや虐待などの社会問題を引き起こしている。

そのため、ここでは胎児期にも子どもを生まれてくる一人の人権主体として、多摩市の場合には 2050 年の大人として、その成長を社会で支える観点が重要である。胎児期からのまち保育が展開される地域社会を築くためにも再構築が重要である。

【体制】

・保健所・子育て総合センター・地域包括支援センター・民生委員・児童委員・子育て世代包括支援センター・ボランティアセンター

【根拠となる制度】

・子育て世代包括支援センターの設置運営について(通知)・母子保健法・児童福祉法・多摩市子ども・子育て支援事業計画・(胎児期からの子どもの成長を支える制度的根拠が必要)

2) 小学校への円滑な接続

小1プロブレムといわれる成長のステージの切り替わりの時に、新しいステージの環境に馴染めないことからストレスが溜まり、問題行動を起こす現象が問題となっている。2007年に学芸大学が実施した調査では小1プロブレムは全国の2割の地域で確認されている。

特に就学前は保育所も幼稚園も遊びを中心に生活していた環境から、就学後には集団での学びの場となる。とりわけ集団での競争的な学びの成果の評価は小さい心には大きなプレッシャーとなる。スムーズな移行のために小学校1学年では遊びからの学びのプログラムを教師の工夫で展開するところもある。

そのような移行期の問題は発達障害などの問題を抱える子どもにはより大きいのしかかってくる。そのための支援が求められるが、保育所や幼稚園で把握していた個人の特性や症状、それに対応する経験の知恵、情報が就学後には伝わらないという問題がある。また子ども自身の問題よりも困難な家庭の状況で支援が必要という場合も、その情報が入学後に伝わらず、何か問題があった時に学校、教育委員会が把握するということもある。早めに情報を得て円滑に引き継ぎができていたら問題も回避できたかもしれない。

近年の研究成果では発達障害も早期に見立て、対応を行うことで社会的適応力を身につけていくという。また遊びの中で子どもの人間関係が形成され、喧嘩をはじめ感情的な葛藤を処理し、他者の存在を認識していくように、社会化のうえでも遊びの重要性が指摘される。就学前に遊びを通じて、物理的環境のみならず社会的環境を経験し、学んでいくことが重要といわれている。

それは学力の認知能力のみならず、やる気や自己肯定感など生きる力にも通じる非認知能力の獲得の重要性をいう。

子どものそれぞれの個性、特性、家庭の事情などの正しい理解と見立てを就学前段階で現場の保育士の気づきから子ども・若者支援の総合的相談窓口につなぎ、発達心理などの専門家の見立てから、それらの情報を就学後の学校、教育委員会に円滑につないでいく、支援のコーディネートのを築く必要がある。

最近では保幼小連携推進事業として展開して、小1プロブレムを無くし、子どもの育ちを継続させる事業が展開されるようになった。また就学前保育から学童保育という放課後の子どもの保育も、その放課後の時間を過ごす子どもの遊び盛りの時期という理解のもとに子ども自ら遊び成長する環境を設けるかも、預ける側も理解を示して、単にサービスを受ける消費者感覚ではなく、子どもの放課後の過ごし方、成長の環境に気を配り、そういう環境形成を支える主体ともなることが求められよう。保育士や教師および保護者が多様な子どもたちに対応できるように交流や意見交換・情報提供を行うことで、発達のステージの切り替えがスムーズにできるようになる。

【体制】

・保育所・幼稚園・小学校・放課後子ども教室・児童館等の職員

【根拠制度】

・児童福祉法・多摩市子ども子育て支援事業計画・保育所保育指針・幼稚園教育要領・放課後子ども総合プラン行動計画

3) 就学期から若者期への継続的支援

発達ステージの切り替わりの問題は中1ギャップとなると、思春期特有の反発心とともに、より複雑な現れ方をしてくる。身体の成長と心の成長のアンバランスは、自分を見つめるもう一人の自分という自我の確立、いわばアイデンティティ危機の過程となり、不安やストレスが、親や社会への反抗となって現れる。友人関係においても、ささいなきっかけがいじめという特定の者を生贄にする残酷な行為となって表れる。そういう人間関係のつまずきと言っていいか、当事者には「傷つき」のトラウマが不登校の原因となり、時に社会に衝撃を与える自殺の悲しい結末を迎える事件も後をたたない。スクールカウンセラーで救える部分には限りがあり、子どものこのように追い込まれてしまった心理面に、そのストレスや緊張をリリースするような他者との出会いの場が、家庭、学校以外にもあるとよい。もちろん初期から支援をしている相談窓口があれば、それに越したことはない。そのほか、児童館、図書館、また地域での年上、店舗のおじさん、おばさんという誰か、自分を知っていて、顔つきが変であると心配してくれるような他者の存在でもいい。

中学卒業後となると、支援のコーディネートはより多様に必要となる。高校進学コースに行く場合と働きに社会に出る場合とでも異なる。学校のスクールカウンセラーでは幅が広げられない。特に就職のつまずきからひきこもりになる若者に対して、どうアプローチするか。小さい時から支援のコーディネートに関わる専門家がいれば、専門的対応も可能であるが、後発的にひきこもりになった場合には、そういった情報も当事者にどう届けるか、難しさがある。

そのため、学校と家庭以外に、他の居場所（頼れる人が居る場所）を成長の早い段階で見つけていられることが大事である。懇談会で「15歳からはボランティアセンター（社協）で、子どもたちに能力に応じて段階的に技術を扱う力をつける場を設ける」というアイデアが出た。仮に不登校となった子どもたちや発達障害で他に居場所が見つけられなかった場合にも、そういう場で自分の生きる目標や社会で活躍できる技術を身につければ、就労先もその人間関係の中で見つけていくことができるかもしれない。

そして、この若者たちがまた、親として子ども達を持つ循環となる。そのためにも、小さい子ども達に触れる機会の創出は欠かせない。カナダでの子どもに関わるプログラムでは、小学校高学年での赤ちゃんとの出会い体験がその後の結婚に対する意識に影響を与える研究成果も出ている。性教育に位置づけ、実際に赤ちゃんを体験することが自尊感情や将来の家族像を引き出す可能性がある。

【体制：誰が誰と】

・児童青少年課・生活福祉課・教育センター・教育委員会、学校・大学生または高

校生（年齢が近い人）のピアティーチャー・ボランティア・ソーシャルワーカー
・市役所に心理職の人を配置・委託してトータルで子ども・若者の支援ができる体制整備が必要。（※現在、子育て総合センター、発達支援室、教育委員会に嘱託職員を配置している。要対協などで連携しているところあり）
セルフヘルプグループ（当事者のグループ）→ピアサポーター

【根拠となる制度】

・多摩市子ども・子育て支援事業計画・多摩市教育振興プラン・多摩市特別支援教育推進計画・「2050年の大人づくり」（教育委員会）ESDキャッチフレーズ・多摩市健幸都市宣言・児童福祉法・生活困窮者自立支援法・生活保護法・障害者総合支援法・発達障害者支援法・多摩市障がい者基本計画・第5期多摩市障害福祉計画・第1期多摩市障がい児福祉計画

（2）居場所、人がつながる場づくり

近年の調査結果では小学生1年生から6年生までの全校生徒の遊び行動の調査から、平日の外遊びを全くしないという子どもが都市部で8割、農村部でも6割近くという驚く結果が出ている。子どもは学校と家を行き来しているだけ、もしくは3年生以上となると習い事の場所がそこに加わり、時間的にも外遊びがしにくい状況の中に生きている。

子どもの生活の中で遊びの経験が不足することは「心の成長」に歪みを生み出す。喧嘩など遊びから発展した葛藤も、遊びの中で自然と仲直りするような、感情の処理の経験を経ないと、ある年齢に達してからそういう感情の処理をしなければならない事態となった時には経験未熟な対応が裏目に出る。

子ども期は遊びが全てであり、遊び場が居場所となる。しかし、そういう遊び場も子どもが見つけにくくなっているのが今の状況である。公園も規制事項が多く、思いっきり遊べる場ではなくなった。そういう中、市民運動で展開してきた冒険遊び場、プレーパークといわれる遊び場にはプレーリーダーが居て、その個性的なプレーリーダーに子どもたちは親しみを感じて何でも相談できる相手となって、特に問題を抱える子どもたちの居場所となる。

そんなプレーリーダーがいることで冒険遊び場、プレーパークは中高校生の居場所ともなる。

中高校生時代という思春期は身体の成長と心の成長のアンバランスが時に反社会的行動につながるので、西洋の社会ではユースセンターを設置し、彼らのコンサルタント的に個性的なユースワーカーを置いている。

ユースセンターのない日本では児童館を中高校生に開いて、ユースセンターの機能を発揮できるように、中高校生事業も行えるようになった。

その他居場所としては下記の事項があげられる。

- ・地域子育て支援拠点（子育て広場）
- ・青少協地区委員会活動
- ・集える・興味を引くイベント
- ・子ども・誰でも食堂
- ・碁会所・場の提供

- ・学校内カフェ
- ・子どもカフェ
- ・相談窓口で利用できる見立てシートの作成
- ・農業

【体制】

・児童館・子育て総合センター・自治会・アドバイザースタッフ・PTA・ボランティアセンター・青少年委員・社会福祉法人、NPO等・地域の人（サークル活動）・公民館、・地域の人・アドバイザースタッフ（都教委）

【根拠制度】

・児童福祉法・東京都青少年の健全な育成に関する条例・多摩市子ども子育て支援事業計画
 ・多摩市地域福祉計画・第3次多摩市生涯学習推進計画・多摩市都市農業振興プラン・社会教育法

（3）エビデンスに基づいた施策

市民から支持を得た子ども・若者育成支援を展開するには科学的根拠（エビデンス）に基づいた施策を展開するべきである。そのためにも子ども・若者の現況調査を有効な指標で定期的に行い、多摩市子ども・若者白書を発行して、今の子どもたちの現状を広く市民と共有することが大事である。

【体制】

- ・子ども青少年部

【根拠制度】

・多摩市子ども・子育て支援事業計画・子ども・若者育成支援推進法（子供・若者白書〈内閣府〉）

2. 困難を有する子ども・若者やその家族の支援

（1）年齢が高いひきこもりなど困窮者対応

長期ひきこもりなどの困窮者の支援は、本人に援助要請力がないことが多い。諦めが強く、自信、自己肯定感が低く、直接に当事者に支援の手を差し伸べる接点を持ちにくい。そのため家族への講習やイベントを通して対応方法を学び、支援のきっかけとなる接点の場を設けるか、行政よりもひきこもり支援に実績のあるNPOなどの支援の場につなげることができる。とよい。

ニーズ調査で把握したように人間関係のつまずきからひきこもりになってしまった場合には、ひきこもり特有の長期化する思春期的感覚も理解しながら段階的な自立支援のプログラムを展開して社会性の獲得や援助要請力の向上をはかっていく。

様々な要因もあるので、臨床心理士・公認心理師とケースワーカーなどの医療と

福祉の連携で見立てのための相談や自宅訪問事業など多様な方法で対象者に接近するアプローチが大事である。また就職に失敗したり、社会に出るステージでつまずき、ひきこもりとなった場合には、就労体験のできる企業の開拓をし、そこに参加してもらうことで、技術を磨き、自信、自己肯定感を取り戻すことからの社会復帰を支援することも有効な支援である。身近な商店街もバイターン（田奈高校ぴっかりカフェの試み <https://tana-h.pen-kanagawa.ed.jp/career/cafe.html>）のような就職につながる体験としてのアルバイト先としての連携の場として可能性がある。商店街活性化にもつながりウィンウィン（win-win）な側面がある。

広義のひきこもりに該当し、家から外に出ることができるものに対しては喫茶店マスターはじめ近隣の店舗など顔を合わせて顔なじみとなることから、会話、そして話しの聞き役などになってもらうことで、次第に自信、自己肯定感を取り戻すことにもつながると期待される。そのような、地域の方々にひきこもりに対する理解や必要とする対応などを伝える機会も必要である。

ひきこもりは現象を表しているだけの言葉なので、幅の広い支援策が必要になる。生活困窮者の支援だけで物事を捉えていくと、福祉よりの幅の狭い支援になる危険性がある。対応の幅が狭いと、当事者の生きる選択肢を狭める結果にも繋がる。医療・福祉的・労働等の各機関の連携とそれを繋ぐコーディネーターが重要になる。

また、介護保険による住宅改修に係る建築士や福祉住環境コーディネーター、在宅医療による薬剤師の訪問、等今まで、若者支援とは無関係だった、アウトリーチ可能な専門職にひきこもりの現状や課題についての認識を広め、新しい支援者として機能してもらう方向性も意見として出ていた。

【体制】

・児童青少年課・生活福祉課・医療、福祉との連携・地域のNPO・民間企業（※地元のNPO・企業と当事者が繋がれるよう開拓が必要）・法務少年支援センター・日野・多摩・稲城更生保護サポートセンター・警察（生活安全課）・社会福祉協議会・介護職や改修業者・の一ま（地域活動支援センター）・児童館・地域のおじさん、おばさん・コンビニ等の外出先

【根拠制度】

・生活困窮者自立支援法・生活保護法・障害者総合支援法・発達障害者支援法・多摩市障がい者基本計画・第5期多摩市障害福祉計画・第1期多摩市障がい児福祉計画・少年鑑別所法・多摩市子ども・子育て支援事業計画・多摩市地域福祉計画・多摩市障がい者福祉計画・第3次多摩市生涯学習推進計画

（2）学齢期対応

学齢期には学校に所属している間に要支援の当事者が地域の支援者につながる仕組みづくりが重要となる。

それゆえに学校だけでなく地域の中での居場所（第三の場所）やつながりをつくることが求められる。保幼小の縦のロールモデルを立て、スクールソーシャルワーカーを雇用したり、スクールカウンセラーにソーシャルワーク機能を担わせたり、または各学校に地域コーディネーターを設けて、地域で支援する仕組みができること

よい。

要保護児童対策地域協議会を拡大してNPO、信頼できるボランティアの支援のノウハウを蓄積して多様な支援網を張っていくことも大事である。

なお、国としては放課後子ども教室に力を入れ始めているが、市としては財源的にも施策としても学童・児童館に注力する必要があると考えているため放課後子ども教室は現状維持に留まる。しかし、室内だけではなく、近隣も含めた戸外のプログラムを工夫するなど、ソフト面で充実を図る。

【体制】

・教育委員会・学校運営連絡協議会・民生委員・児童委員・警察（生活安全課）・少年センター・保護司会・厚生保護サポートセンター・医療・福祉・学校の教員やボランティア（信頼のおけるひと）・スクールカウンセラー・ユースソーシャルワーカー・プレ－ワーカー等

【根拠制度】

・多摩市教育振興プラン・民生委員法・多摩市子ども・子育て支援事業計画・放課後子ども総合プラン行動計画・児童福祉法・第3次多摩市生涯学習推進計画

（3）効果的な情報提供

支援を必要としている子ども・若者をつかむために、当事者に届く広報の工夫、イベント、相談会、勉強会、講演会、SNS活用、チャイルドラインのような電話相談など多様なチャンネルで用意されるとよい。子ども若者FMラジオ局などの子ども・若者から情報発信して、子ども・若者たちがこの問題に真剣に取り組むことで、同じ世代の支援から立ち直ることも期待される。各学校放送局で競いあいながら、ひきこもりの同世代に届く情報提供の発想が生まれてくる可能性もある。

【体制】

・子ども・若者本人・NPO

【根拠制度】

・この点が手薄なため。何か根拠となるものが求められる。

3. 子ども・若者の成長のための社会環境の整備

（1）NPO、ボランティア、関連機関、専門家との連携

分野の異なる行政、関係機関、民間事業者等が密に連携をとることが求められる。例えば、前述のように要保護児童対策地域協議会を拡大して進めていくことも考えられる。またそのような秘密の情報を保護しながら当事者の信頼を得て支援を行う体制以外に、広く子ども・若者支援の社会環境のネットワークを形成するための市民のフォーラムのような、様々な団体、市民、専門家が問題を話し合い、改善策を検討していくようなつながりの場も求められる。

【体制】

・子育て総合センター・児童館・公民館・小学校、中学校・サポステ・ハローワーク・市民活動支援センター・地域包括支援センター・子ども・だれでも食堂・青少協地区委員会・民生委員・児童委員・NPO・社会福祉協議会・ひきこもり家族会等・警察（生活安全課）

【根拠制度】

・児童福祉法・民生委員法・第3次多摩市生涯学習推進計画・社会教育法・生活困窮者自立支援法・生活保護法

（２）地域の支え

かつて地域では住居が開いた形で、相互扶助の见えないセーフティネットの中で、子ども・若者の成長を支援する仕組みがあった。しかし、核家族化、外に閉ざした住戸形態の進展とともに、相互扶助の地域のセーフティネットも分断され、子ども・若者の成長を支える仕組み、機能も衰退した。新たに地域で子ども・若者の育成のために、すすんで子ども・若者に話しかけ、何でも話しをしやすい関係をつくる変なおじさん、おせっかいおばさんと呼ばれても、進んでそういう役割を演じる協力者を増やしていくことが、子ども・若者育成のみならず安全で住みやすい楽しい住宅地をつくっていく。人が楽しみ、つながるお祭りやイベントに熱心な人でも、また自宅や店舗を開放して居場所として提供したり、多種多様な個性的な大人がいることで、子ども・若者もストレスを解放して、打ち解けていけるようなまちのオジサンオバサン事業を展開してもよい。それは窮屈な地域を変えて、子ども・若者のみならず全ての者が楽しくすごせる地域となる。

【体制】

・JAなど農業の関連団体・商店街

【根拠制度】

・この根拠となりうる制度が見つからないので独自に考える必要がある。

4. 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

（１）自尊感情や理想の自己像を持ち将来への希望や意欲を持てる

前述のように幼少期から外遊びの体験を豊富に経験することで、好奇心を発展し、チャレンジ精神、意欲、自己肯定感といった非認知能力、また苦境にたっても自身で回復していくレジリエンスを身につける。そういった遊びの体験が持ちにくい中、プレーパークといった冒険遊び場、またはプレーワーカーのような専門家が道具を積んだ車で出向いて移動式の遊び場を設ける事業も子どもの遊びへの誘いとして今は必要な時代となっている。

幼少期の遊びからのそういう非認知能力を身につけていれば、思春期においても自己のアイデンティティを形成し、社会での自分の道を見つけてやがて自立していく。そういう就労支援、知るカフェ（株式会社エンリッジョンが企業のスポンサーを得て大学内に開くカフェ）で、無料で飲料を提供し、就職活動に関する情報提供

やセミナーを開催)のような企業との連携で社会の中での仕事の様々な可能性を様々な働いている人と出会いながら実体験をもって、自身の道を選んでいくゆるやかなプロセスがあるとよい。

【体制】

- ・企業・商店・施設等における学生と大人の交流経験・保育所・幼稚園における、中高生と乳幼児との触れ合い、育児体験・地域子育て拠点・公民館・青少協地区委員会・子ども・だれでも食堂・NPO
- ・発達障害及び困難を抱える人対象の支援

【根拠制度】

- ・放課後子ども総合プラン行動計画・生活困窮者自立支援法・生活保護法・多摩市地域福祉計画・第3次多摩市生涯学習推進計画・多摩市教育振興プラン

(2) 子ども・若者の参画の推進

1) 多様な担い手による多様な機会

若者会議以外に小中高生が多摩市に暮らしながらの課題について自由に話し合い施策の提案も行うような子ども(小中高生)会議を設ける必要がある。ニーズ調査でも明らかなようにこのような経験が地域に愛着を持ち、将来もこのまちに住みたいという意識を育む。若者会議の若者が子ども会議のファシリテーターとして子どもの参画を促すことも展開として考えられる。

なお、他自治体では子どもの提案に予算をつけて、子どもの提案のもっとも必要のある事業を実現化する子どものまちづくりコンテスト事業を行なっているところもある。例えば「子ども若者のまちづくりコンテスト事業(50万円で実現)」といったものを。2050年の大人づくりをキャッチフレーズとする多摩市でもあってよい事業である。

【体制】

- ・企画政策部企画課

【根拠制度】

- ・多摩市自治基本条例

5. 子ども・若者の成長を支える担い手の養成

(1) 支援の専門家と地域の支え

日本ではソーシャルワーカー、コーディネーター、プレーワーカー、ユースワーカーといったカタカナ言葉の新しい職能が定着しにくい。このような新しい言葉の職能はその必要性からもその言葉が使われてきているが、その必要な職能を、保守的な雇用の考え方で定着しないのは、社会の進展への妨げにもなっている。特に行政の雇用の場でその傾向は顕著である。

それゆえに民間の団体にこのような新しい職能の定着が期待される。ソーシャルワーカーは社会福祉協議会の社会福祉士としてその職能が定着しつつあるが、高齢

者福祉に焦点が行き、子ども・若者支援のプレーワーカーやユースワーカーにまで拡大して展開するまでにはいたっていない。これらソーシャルワーカーの専門家とボランティア的に地域の社会福祉に貢献している民生委員・児童委員とも連携し、地域の子どもの若者支援の専門家と地域のセーフティネットを新たに構築することが求められる。

そういうコーディネートにも貢献する専門家を行政でも雇用できればよいが、またはそういう調整能力にたけたNPOなど民間への委託で展開することも考えられる。

【体制】

- ・ 支援者→支援者に向けた学習会・青少協地区委員

【根拠制度】

- ・ 子ども若者育成支援推進法

(2) 子どもの権利

虐待、ネグレクトと家庭で起こる事象、そして学校での過大な競争の押し付けは子どもへのプレッシャーとなり、いじめなどの問題が起こるといった事象は、子どもの権利条約の精神の子どもの人権が日本の社会の中でまだ理解、共有されていない問題としてあらわれている。

子どもの声を聞き、問題を指摘し改善の提案を行う、子どもの代弁者、しかも行政の縦割り部署の施策に横断的に、子ども若者の成育の観点から調整権限を働かせて、子どもの権利擁護の点から、施策への影響力を行使する子どもコミッショナーのような人材を配置することが最も大きな影響力を示すことになるであろう。

「子ども・若者による企画に助成金を出す」という提案も有効な提案である。子ども・若者会議の力を発揮し、提案が少しでも実現したという達成感が次の展開へのつながりとなる。

【体制】

- ・ 児童青少年課・企画課

【根拠制度】

- ・ 児童憲章・児童権利宣言・児童の権利に関する条約・多摩市自治基本条例

表Ⅱ-1 子ども・若者育成支援の課題と対策

大綱方針	課題	必要な施策(戦略)	具体的な項目(戦術、手法、事業等)	誰が 誰と	根拠：計画、事業、法や条例（新規策定の必要も含む）
全ての子ども・若者の健全な育成	切れ目ない支援（中学卒業後） ・支援のコーディネート ・学校のスクールカウンセラーでは幅が広がられない	予防的支援（早期発見早期対応）	<ul style="list-style-type: none"> ・胎児期からのまも保育（妊娠中から地域とつながる）養育支援訪問事業 ・母子保健事業 ・地域の親子支援 ・ボランティア、サークル活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所 ・子育て総合センター ・地域包括支援センター ・民生委員・児童委員 ・子育て世代包括支援センター ・ボランティアセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターの設置運営について(通知) ・母子保健法 ・児童福祉法 ・多摩市子ども・子育て支援事業計画
		小学校への円滑な接続	<ul style="list-style-type: none"> ・保幼小連携推進事業として展開＝子どもの育ちを継続させる ・多様な子どもたちに対応できるように交流や意見交換・情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園・小学校・放課後子ども教室・児童館等の職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 ・多摩市子ども子育て支援事業計画 ・保育所保育指針 ・幼稚園教育要領 ・放課後子ども総合プラン行動計画
		就学期から若者期への継続的支援（タテの連携） 教育委員会 多摩市大人づくり ⇒位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい理解と見立て ・円滑な引継ぎ ・心理面、心理職 ・子ども若者総合相談窓口 ・支援のコーディネートと円滑な引継ぎ ・3～15歳義務教育の中で学びを深め、15歳からはボランティアセンター（社協）で格付けやレベル分けを行い、そこで子どもたちに段階的に技術を扱う力をつける場を設ける。 ・多摩市とコラボして就労先も支援することにより参加意欲を持たせる。 ・発達障害の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童青少年課 ・生活福祉課 ・教育センター ・教育委員会、学校 ・大学生または高校生（年齢が近い人）のピアティーチャー ・ボランティア ・ソーシャルワーカー ・市役所に心理職の人を配置・委託してトータルで子ども・若者の支援ができる体制整備が必要。（※現在、子育て総合センター、発達支援室、教育委員会に嘱託職員を配置している。要対協などで連携しているところあり） ・セルフヘルプグループ(当事者のグループ)→ピアサポーター 	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩市子ども・子育て支援事業計画 ・多摩市教育振興プラン ・多摩市特別支援教育推進計画 ・「2050年の大人づくり」(教育委員会)ESD キャッチフレーズ ・多摩市健幸都市宣言 ・児童福祉法 ・生活困窮者自立支援法 ・生活保護法 ・障害者総合支援法 ・発達障害者支援法 ・多摩市障がい者基本計画 ・第5期多摩市障害福祉計画 ・第1期多摩市障がい児福祉計画
居場所、人がつながる場づくり	遊び場、居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館での居場所づくりイベント（ユースセンター代替、中高生事業）※学童クラブは重要な立ち位置になる ・地域子育て支援拠点（子育て広場） ・青少協地区委員会活動 ・農業 ・集える・興味を引くイベント ・子ども・誰でも食堂 ・基会所、・場の提供 ・学校内カフェ 知るカフェ、喫茶店マスター ・プレーパーク ・子どもカフェ ・ユースセンター ・相談窓口で利用できる見立てシートの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館 ・子育て総合センター ・自治会 ・アドバイザースタッフ ・PTA ・ボランティアセンター ・青少年委員 ・社会福祉法人、NPO等 ・地域の人(サークル活動) ・公民館 ・地域の人 ・アドバイザースタッフ（都教委） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 ・東京都青少年の健全な育成に関する条例 ・多摩市子ども子育て支援事業計画 ・多摩市地域福祉計画 ・第3次多摩市生涯学習推進計画 ・多摩市都市農業振興プラン ・社会教育法 	

大綱方針	課題	必要な施策(戦略)	具体的な項目(戦術、手法、事業等)	誰が 誰と	根拠:計画、事業、法や条例(新規策定の必要も含む)
	エビデンスに基づいた施策	エビデンス把握	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・若者の現況調査(有効な指標で定期的に) 多摩市子ども・若者白書 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども青少年部 	<ul style="list-style-type: none"> 多摩市子ども・子育て支援事業計画 子ども・若者育成支援推進法(子供・若者白書(内閣府))
困難を有する子ども・若者やその家族の支援	年齢が高いひきこもりなど困窮者対応	思春期的感覚も理解しながら段階的経験の支援 社会性の獲得 援助要請力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 見立てのための相談 自宅訪問事業(専門家を活用する) 就労支援 企業の開拓 <ul style="list-style-type: none"> 家族会 医療・福祉との連携 <ul style="list-style-type: none"> 居場所・多世代交流 喫茶店マスター 	<ul style="list-style-type: none"> 児童青少年課 生活福祉課 医療、福祉との連携 地域のNPO・民間企業(※地元のNPO・企業と当事者が繋がるよう開拓が必要) 法務少年支援センター 日野・多摩・稲城更生保護サポートセンター 警察(生活安全課) 少年センター 社会福祉協議会・介護職や改修業者 の一ま(地域活動支援センター) 児童館 地域のおじさん、おばさん コンビニ等の外出先 	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法 生活保護法 障害者総合支援法 発達障害者支援法 多摩市障がい者基本計画 第5期多摩市障害福祉計画 第1期多摩市障がい児福祉計画 少年鑑別所法 多摩市子ども・子育て支援事業計画 多摩市地域福祉計画 多摩市障がい者福祉計画 第3次多摩市生涯学習推進計画
	学齢期対応	学校に所属している間に地域の支援者をつなげる仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> 学校だけでなく地域の中での居場所やつながりをつくる 縦のロールモデルを立てる(幼～小まで) 要保護児童対策会議の拡大 会議体(NPO、信頼できるボランティア等) 	<ul style="list-style-type: none"> スクールソーシャルワーカーの雇用 または各学校に地域コーディネーター 自宅訪問事業 家族会 児童要保護の拡大 放課後子ども教室の拡大(※国としては放課後子ども教室に力を入れ始めているが、市としては財源的にも施策としても学童・児童館に注力するため放課後子ども教室は現状維持に留まる。) 青少協 児童館 居場所、サークル活動を通じた社会性の育成、回復 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会 学校運営連絡協議会 民生委員・児童委員 警察(生活安全課) 医療・福祉 学校の教員やボランティア(信頼のおけるひと) プレーワーカー 	<ul style="list-style-type: none"> 多摩市教育振興プラン 民生委員法 多摩市子ども・子育て支援事業計画 放課後子ども総合プラン行動計画 児童福祉法 第3次多摩市生涯学習推進計画
	効果的な情報提供	支援を必要としている子ども・若者をつかむ多様なチャンネル 届く広報	<ul style="list-style-type: none"> イベント 相談会 勉強会 講演会 居場所 SNS 仕事の場所づくり 子ども若者FMラジオ局 チャイルドライン 回覧板 市報 病院の掲示板 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・若者本人 NPO 各学校放送局で競わせる 	
		情報共有プラットフォーム	全市的な子どもフォーラムか、地域のネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 秘書広報課 子ども関係市民団体のネットワーク 	

大綱方針	課題	必要な施策(戦略)	具体的な項目(戦術、手法、事業等)	誰が 誰と	根拠：計画、事業、法や条例(新規策定の必要も含む)
子ども・若者の成長のための社会環境の整備	NPO、ボランティア、関連機関、専門家との連携	分野の異なる行政、関係機関、民間事業者等が密に連携をとる	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会 学習支援 全市的な子ども関係団体連絡協議会(仮称)またはフォーラム、地域のネットワーク 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て総合センター 児童館 ・ 公民館 小学校、中学校 地域若者サポートステーション ハローワーク 市民活動支援センター 地域包括支援センター 子ども・だれでも食堂 青少協地区委員会 民生委員・児童委員 NPO ・ 社会福祉協議会 ひきこもり家族会等 警察(生活安全課) 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法 民生委員法 第3次多摩市生涯学習推進計画 社会教育法 生活困窮者自立支援法 生活保護法
	地域の支え	地域のおじさん、おばさん	<ul style="list-style-type: none"> まちのオジサンオバサン事業 お祭り ・ イベント 居場所(勉強、相談) 	<ul style="list-style-type: none"> JA など農業の関連団体 商店街 	
創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援	自尊心や理想の自己像を持ち将来への希望や意欲を持てるようになる ・実感を持った自己肯定感 ・レジリエンス ・自他尊重	アイデンティティを形成するための環境づくり 多様な体験の場づくり ・プレーパーク活動 →従来型(オリジナル)より柔軟な枠組み。移動式遊び場に近い形態)	<ul style="list-style-type: none"> 職場体験 就労支援 ボランティア体験 乳幼児との触れ合い体験 知るカフェ的な企業とのコラボ プレーパーク・遊び場活動支援 プレーリーダー育成・派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 企業・商店・施設等における学生と大人の交流経験 保育所・幼稚園における、中高生と乳幼児との触れ合い、育児体験 地域子育て拠点 公民館 青少協地区委員会 子ども・だれでも食堂 NPO 発達障害及び困難を抱える人 	<ul style="list-style-type: none"> 放課後子ども総合プラン行動計画 生活困窮者自立支援法 生活保護法 多摩市地域福祉計画 第3次多摩市生涯学習推進計画 多摩市教育振興プラン
	子ども・若者の参画の推進	多様な担い手による多様な機会	<ul style="list-style-type: none"> 若者会議以外に 子ども(小中高校生)会議(※若者が子ども会議のファシリテーターとして子どもの参画を促す) 子ども若者のまちづくりコンテスト事業(例えば50万円で実現) 	<ul style="list-style-type: none"> 児童館 ・ 企画課 NPO 	<ul style="list-style-type: none"> 多摩市自治基本条例
子ども・若者の成長を支える担い手の養成	支援の専門家と地域の支え	支援の専門家の雇用またはNPOなど民間への委託	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルワーカー、プレーワーカー、ユースワーカーの雇用と養成 	<ul style="list-style-type: none"> 支援者→支援者に向けた学習会 青少協地区委員 	
	子どもの権利	アドボケイト理念の周知・広報	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・若者に関わる人材にアドボケイトの研修、認証 子ども・若者による企画に助成金を出す 子どもや若者がやってみたい社会活動を応援する事業 	<ul style="list-style-type: none"> 企画課 子育て総合センター 教育委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 児童憲章 児童権利宣言 児童の権利に関する条約 多摩市自治基本条例

Ⅲ. 施策を進めるための有効な手法

1. 横断的、包括的な支援の必要性

これまで検討してきたように、子どもの胎児期（母親の妊娠期）または合計特殊出生率の低さにあらわれる少子化の課題を鑑みれば、若い世代が結婚し、共稼ぎであっても、子どもを安心して産み育てやすい環境づくり、母子保健から保育、就学前教育から小学校入学、そして中学、高校はじめ高等教育から社会での自立までの一貫した切れ目ない包括的な子ども・若者育成の支援の体系が求められる。

現状は、保健、保育、教育、青少年育成、生活福祉など行政の縦割りで切れ目ない支援を困難とする制度的にも部署間の連携不足を引き起こす要因がある。

子どもも大人と同じく市民として生活する存在であり、生活している以上、様々な事柄が関係してくる。上記の部署のみならず、生活する街の中では道路、公園・緑地、商店街など子どもが生活する場全ては総合的に関係してくる。こういう公行政サービスを子どもの目から点検し、子どもが育ちやすい環境形成を施策的に進めることが、人口減少下の日本の地方自治体での取組として重要性がより高まってきている。

そのためにもどのように現行の縦割り行政の中で横断的、包括的な支援が可能か。いくつかの方策が考えられる。以下にその選択肢を列挙する。

選択肢1 副市長並みに調整権限を有す、子どもコミッショナーの設置

子ども担当の副市長を設けるぐらいの、調整権限を有す専門職を設置。前述のように子どものことは大人の市民と同様に総合的である。それを子どもの成長の観点からチェックし、それぞれの部署の計画、事業に調整がはかることが可能な権限を有した責任ある役割を置く。英国はじめ北欧などにはこういう専門官を置いて、大きな成果をあげている。当然、その下には実際に情報を集め調整作業を担うスタッフも置く必要がある。

選択肢2 子どもの総合的部局への統合

これは政令市をはじめ行政改革で進められてきている「子ども未来局」への統合と類似したものである。ただし、多くの先行例が実際に総合的な子ども行政が行われているかという点、従来の部署を寄せ集めたものにすぎず、実際に子どもに関わる総合的な施策が進められるようになったかという点と疑わしい場合が少なくない。例えば、こういった部局と都市計画が連動しているかという点、保育所設置に近隣住民が反対というような結果は、保育所行政とまちづくりや道路行政が連動していない表れである。単に寄せ集めではなく総合的に進めるにも調整権限の行使は求められる。特に、教育の部門との統合が難しいことがわかっている。教員と子ども部局の人事交流など相互理解を進める必要がある。

選択肢3 子ども・若者育成対策本部の設置

これは行政の組織改編を行うのではなく、内部の委員会を設けるような手続きで可能なものである。ただし、通常の内閣の会議ではなく、災害対策本部のように迅速に動く体制を設けることである。当然、市長ないし副市長が統括指揮を行う。各

部署から選り抜きのスタッフを集めてチームを編成し、チームの集団創造の力を発揮して、横断的に問題解決、成果をあげていく。

選択肢4 子ども・若者育成支援地域協議会と子ども若者育成支援調整機関

子ども・若者育成支援推進法の枠組みの中では子ども・若者育成支援にかかわる関係機関が集まる「子ども・若者育成支援地域協議会」を組織して、連携した子ども・若者育成支援を行うように定められている。そこでその構成機関の中で事務機能を担う「調整機関」を一つ設け、また支援の主導的役割を担う、「指定機関」を一つ設けることができるようになっている。

この仕組みは民間にも開いた協働の原理に基づく官民連携の取組である。しかし、実際にそこまで行政と民間が信頼した協働の取組がどの程度まであるのか、多摩市での協働の経験の蓄積にもよる。また、この指定機関は行政の色がついたものよりも、全く、民間ならではの発想で、自由横断的に幅広く、子ども・若者の育成を真摯に考えて、必要な事柄に迅速に対応できる力が求められる。そういった力ある民間団体が育っていない場合には段階的に、そういう民間機関が育つように段階を設けて、それを目標に進めていくことも考えられる。

選択肢5 社会福祉協議会に子ども・若者育成支援機能を強化

市社会福祉協議会、地区社協は社会福祉法で規定された、民間の社会福祉法人とはいえ、行政機関の予算措置もあることから公共的性格を帯びた組織である。高齢者や障害者の福祉面でこれまでも重要な役割を担い、ボランティアセンターの運営を担うところも少なくない。社会福祉士の専門家も抱える。

その社協にこれまで手薄であった（決して無いわけではないが）子ども・若者育成支援機能を強化することはできないだろうか。しかし、その専門のスタッフも抱える必要がある。そのために予算措置やユースワーカー的な人材の確保や育成も必要となる。

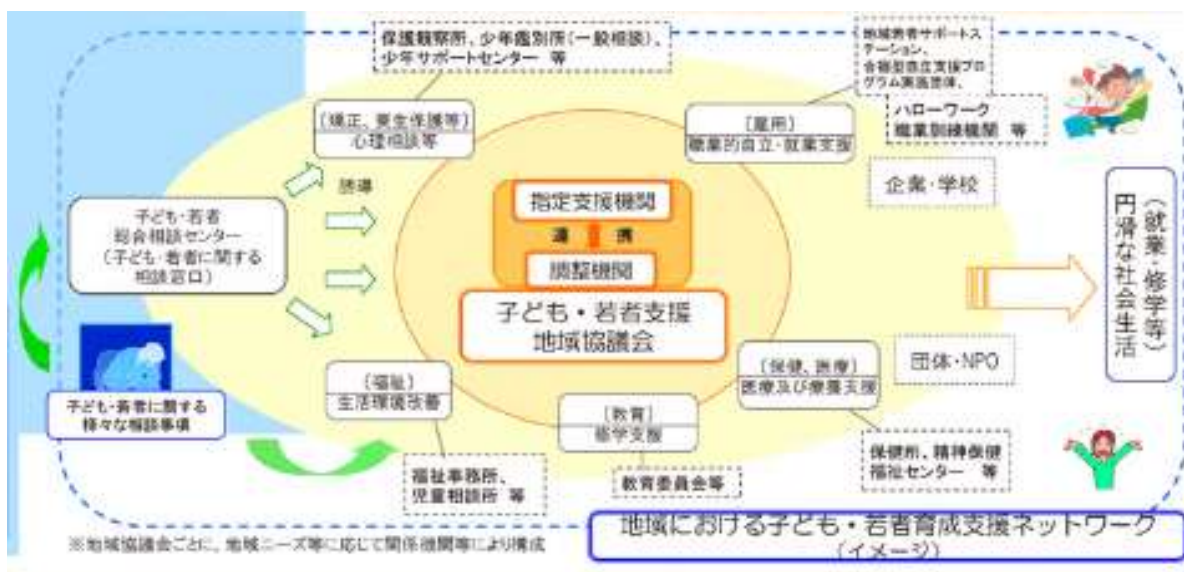
議論にあった、ひきこもりの子ども・若者がボランティアセンターで他者の支援に関わり、コミュニケーションスキルはじめいろいろな技術を身につけ、自己肯定感や自信を取り戻していくようなことも、そのボランティアセンターの意気込み次第にかかる。

2. 子ども・若者育成支援のネットワークをいかに形成するか

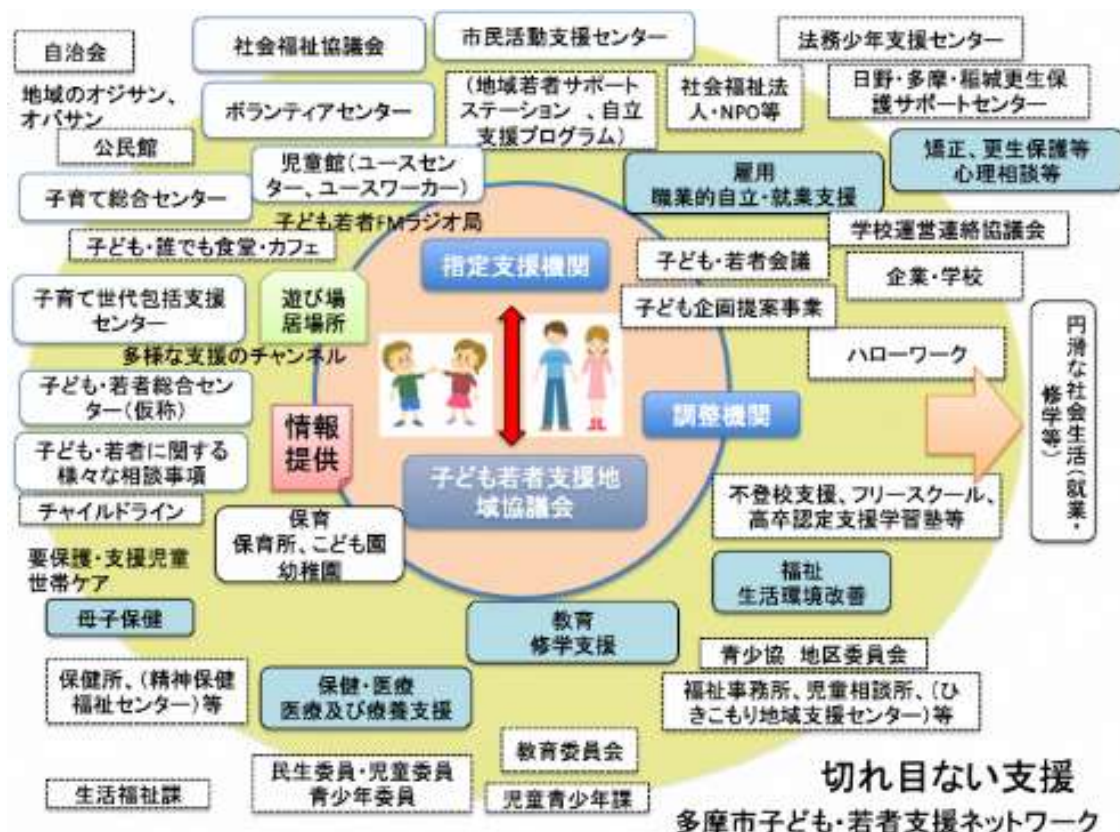
国は39頁の図Ⅲ-1のような子ども・若者育成支援のネットワークを例示している。多摩市の場合にどのようなネットワークを形成するか、行政のみではなく関係機関とともに描いて、実質的な連携の網の目を紡いでいく必要がある。

かつては地域社会そのものが見えないセーフティネットによって子どもが安全に遊び、社会性を身につける育ち方をして、反抗期にも親以外に相談、頼れる存在が近くに居て、また高齢者も孤独ではなく、地域の若い世代に存在が認められ、魂のキャッチボールから自身の存在が次に伝わる安心と喜びをもって最後を迎える、いわば子どもの誕生から一生を終わるまでのセーフティネットがあった。その網が分断され、ほころんでいることから、新たなセーフティネットを構築する必要に迫られている。既存の機能している安全・安心の網の目にどう子ども・若者育成支援

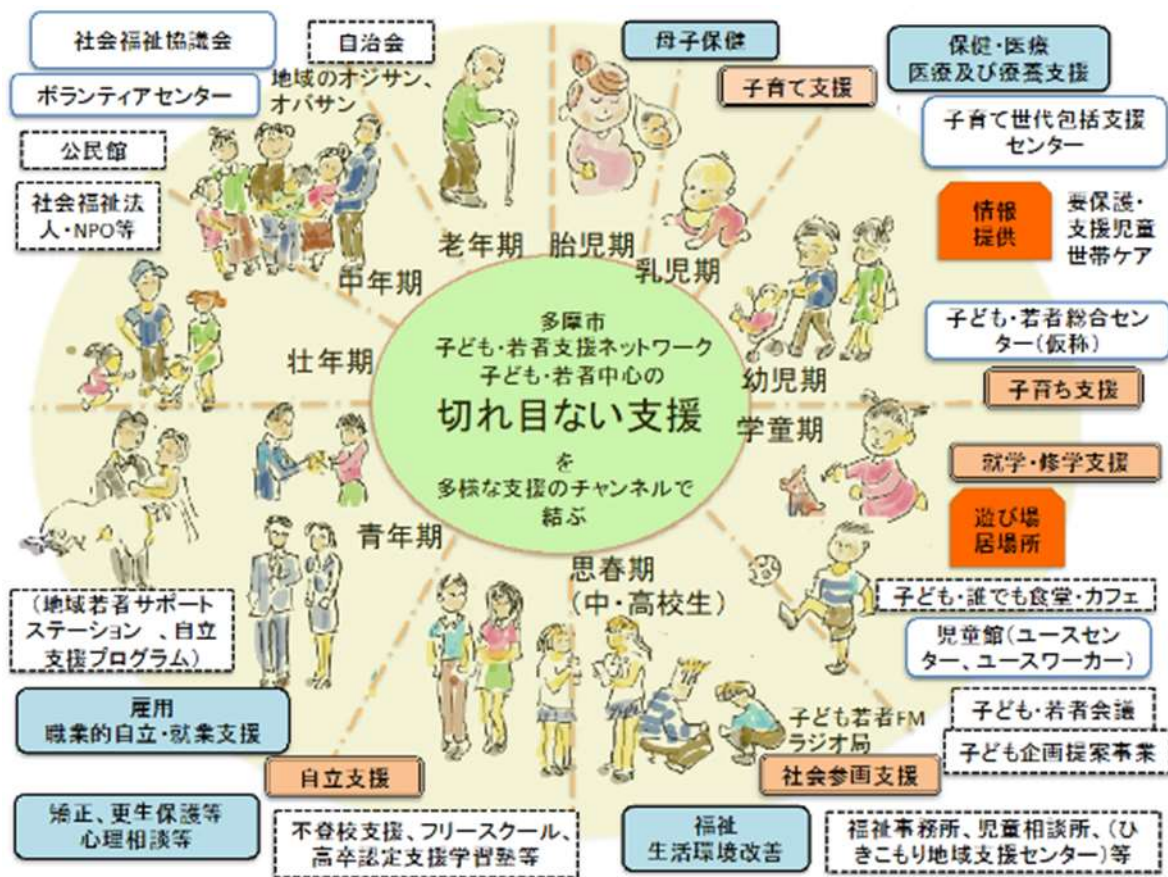
の網の目を被せていくか、多摩市の各地域の状況に応じた地域版のセーフティネットの網の目を紡いでいく必要がある。



図Ⅲ-1 国の参考関連図 出典：内閣府 子ども・若者育成推進法の概要



図Ⅲ-2 多摩市 子ども・若者支援ネットワーク図 (空間的配置)



図Ⅲ-3 成長段階に応じた支援ネットワーク図 (時間進行に応じて)

3. 支援を必要としている子ども・若者をつかむ多様なチャンネル

子ども・若者育成支援は一元的価値で提供するものではなく、多様な価値の多様な担い手によって進められ、子どもや若者が、その多様な価値を有す担い手に出会い、自分にあった担い手との出会いで救われたり、自信をつけたり、自己肯定感を育んだり、またいろいろな技術や知識を得ていく場として多様なチャンネルが提供されるべきである。子ども一人一人異なり、どんな土が、どんな栄養が、またどんな刺激剤が必要かはそれぞれの特性で異なるように、多様なほどチャンスは増える。支援を求めることができない子ども・若者にもイベントでたこ焼きを行いながらそういう子ども・若者を見つけるのに熟練した支援者も市民の中にいる。それは決して行政ではなかなかできないことである。保護者向けの講演会からひきこもりの子ども・若者への支援のネットワークへつながるきっかけもある。一方、そういう困った家庭の弱みにつけこむ悪質な業者も横行している。そのためにも、必要としている者へとどける広報・周知は徹底してあの手この手で進める必要がある。

4. 子ども・若者の育成支援の総合的見地からの施策評価・アセスメント

施策・事業はやりっぱなしではなく、実際にその効果をたしかめ、評価にもとづき見直して、次の施策・事業に生かしていく必要がある。また子どもの権利や子ども・若者の目からその施策や事業の成果を評価し、見直しに役立てていく必要があ

る。

さらに前述のように調整権限を有する子どもコミッショナーのような存在がいれば、施策や事業の実施前に、子どもの権利をはじめ子ども・若者育成の観点から影響評価を行い、調整権限を発揮することもできる。

アセスメントは客観的で持続可能性のための機能を持つことが必要だが、活動や計画が評価を主な目的とするようにならないよう、ICTなどの技術も用いてできる限り簡素化することが求められている。

5. 子ども参画による子どもの声の施策への反映

子どもの目からの評価なら直接子どもの声を聞く場、子どもが子どもに関わる行政施策の計画立案にも参画する機会を設けるべきである。それが子どもに与える影響ははかりしれない。実際、ニーズ調査の結果にもあるように、地域活動に参加する、計画づくりに参画する子ども・若者の方が地域への愛着、将来の定住意識が高い。SDGsという国連のミッションの実現には「誰一人取り残さない」ためにも子どもとともに将来を築いていくことが重要な要件となっている。そして、支援を必要としている当事者の子ども・若者が直接声を出して施策に反映することができたなら、本当に必要としているものにたどりつくことができるであろう。

多摩市では「2050年の大人づくり」をキャッチフレーズにESD（持続発展教育）を推進し、2013年6月に全公立小中学校が文部科学省よりESD推進拠点のユネスコスクールとして承認されている。ESDは国連の新しい持続可能な開発目標であるSDGsの中に組み込まれ、環境問題のみならず、この17の目標と169のターゲットと連携しての総合的な展開が求められている。「誰一人取り残さない」をキャッチフレーズとするSDGsを推進するように子どもの参画を推進することが将来の多摩市につながる「2050年の大人づくり」となる。

6. 子ども・若者育成支援のための条例制定

以上述べた政策の展開のためにも、それを担保する制度が求められる。これらの事柄は現行の子ども・若者育成支援推進法のみでは対応できず、多摩市にあった形での施策をすすめる担保となりうる新たな条例の策定が地方自治法でも認められる方策となる。そのためにもこれまでの懇談会の議論を踏まえながらも、関係機関、市民、当事者の子ども・若者の参画を得ながら、多摩市に即した実効性のある条例の制定がのぞまれる。

附録1 市民活動インタビュー調査の概要

1. ひなたぼっことたまらっこ 岡部恭子さん

(1) ひなたぼっこ 不登校の子の居場所

・立ち上げが約20年前。子どもが不登校となったが、定時制高校に行きだして、復帰したのをきっかけに、不登校の子どもたちのフリースクール東京シューレのことを知り、うちも立ち上げようと考えた。世間では山形マツト死事件があったりしていた頃である。

- ・ひなたぼっこは、今は高橋さん他5、6人が中核ですすすめている。
- ・子どもが小学校の時に教育センターに行っていたこともあって母親の交流の場としてこういう活動を始めた。メンバーは保育士の高橋さん。
- ・当初から毎月会合を第3日曜10時から12時に話をしようと思集まっている。

(2) たまらっこ 地域の子どもたちの居場所と支援

・2000年10月に居場所づくりとして開始。「たまらっこ」は当時の中学生が命名。お化け屋敷やろうかと、東寺方自治会の集会所を使って開催してから始まった。その後年に1回児童館での開催があり、月1回の居場所は稲荷塚集会所など。現在は三方の森コミュニティ会館で行っている。基本的には週1回、宿題を中心とした勉強会を行っている。

・その経験から「子どもの本当のことを知りたい」と思うようになった。子どもの本当の気持ちはわからない。これらの活動をやりながら「そうだったのか」って気づきがある。中には子どもの態度から「世話されているのにあいさつもいないなんてやる必要ない」という意見もあるが、そういう問題でも無いって感じることもあって続けている。

・もともと子ども会で1991年、みんなでスキーに行きたいと50人親子で参加して活動したことから。バブル経済崩壊で参加する子どもたちお金がないという中で、このまま終わらせるのはもったいない、とはじめた。

・なので、活動の中心はスキーやっていたメンバー。子どもが小6の時のメンバー5、6人のグループから始めた。

・お化け屋敷をやっている中で、時間帯によって親が不在な家庭があることを知る。お昼の給食だけが食事。親がつかまらない。学年が上がるごとに配慮することの内容が変化していき、関われる範囲で関わっていたおかげで、色々情報が入ってきている。

・夏のお祭りに屋台を出している。子どもたちは元この居場所に通っていた子が顔をだしてくる。

2. 子ども・だれでも食堂とフードバンク

(1) 子ども・誰でも食堂「ピンクララタマ」玉内智美さん

・7年行なっている。自分自身、9才の時に父をなくして母子家庭で育った。近所の方にお父さんが亡くなった可愛そうな子として学校や地域で声をかけられたりして、地域の人達に支えられた思い出。

お父さんがいないけどお母さんを助けてあげてね、大変だね、と夕ご飯と一緒に食

べたり、夏休みに川遊びやキャンプに連れていってもらい、近所に育ててもらった。だから親が働いている子の夕方、一人で留守番している時のさみしいと感じる時間のことがよくわかる。お腹すいて、さみしい気持ち。お父さんのいない子として哀れな眼差しに対する反発的な思い。それゆえ、この場所に子どもたちが寄ってくる気持ちがわかる。

多摩市で育ったその恩返しが出来ればという思いで多摩市の子どもにささやかながらでも手作りの食を通じた居場所があればという気持ちから子どもたちにご飯の提供を始めた。

・17時半から20時半までの3時間、月2回開催。18時くらいに集団で帰ってくる。子どもの貧困という、必要としている子がすぐに来るわけでもない。一般の子どもたちが来る、友達と連れ立って来る中で、中に必要とされている子どもがいて、居場所となる。貧困家庭でなくても、ひとりぼっちで食べていたり、お金をわたされてファミレスで食べていたり、コンビニ弁当食べていたり、食卓の貧困がある。ここに来て、皆で食べたりしている中で、後片付け、皿洗い、そして料理づくりへと手伝ってくれるようになる。

・「主食はエネルギーの元、でん粉とタンパク質、具体的には丼物、スパゲティ、カレーライス等。でもこれだけでは子どもに十分な栄養があげられません。野菜サラダ、具沢山のスープ、小皿に取り分けた浅漬けや酢の物、季節の野菜を使ったバランスの取れた食事を、お腹一杯食べられるように工夫しました」（多摩市教育振興課「のびのび育つ子」家庭教育通信418号2019年3月11日発行より）

（2）フードバンク「シェア・マインド」松本靖子さん

・フードバンクとは、家や企業で余っている食品を寄付してもらい、食べ物を必要としている方々へ届ける活動。一人親家庭、求職中の方、病気や怪我で体が動きづらい方たちを中心に届けている。その一環で子ども食堂にも提供。

・寄付いただいた食材を陳列して、必要な人に無償で提供する無料スーパーの活動も月1回行う。

・多くの食材がまだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスの問題解決にも貢献。

・多摩市内で『だれでも食堂』などの活動をしている市民団体、多摩市役所、社会福祉協議会、近隣大学、企業が協力し、だれでも食堂とフードバンク等が情報交換と課題共有、解決方法を考えたりするネットワークにも参加している。

・おじいさん一人で育てている畑でとれたきゅうりを寄付してくれたりしてくれる市民の支援がある。

（3）諏訪誰でも食堂ハーモニークラブ「ハーモニーカフェ」櫻田幸也さん

・社会福祉法人こぼと会と地域がともにたちあげた「ハーモニークラブ」によって、こぼと第一保育園と諏訪小学校で月ごとに交代しながら毎月第3木曜18時半から開いている。

・その他毎月第4水曜11時半から諏訪4丁目自治会集会所で主に高齢者を対象に「誰でも食堂」を開催している。

(4) 愛宕児童館 LET' S みんなでランチ

・民生委員の高野さんから、夏休みになるとお昼ご飯をきちんと食べていない子が気になっている、と児童館長に相談があった。世代間交流事業として行う形なら実現可能ではないかと検討。

- ・防災米をいただいて2回ぐらい提供できたらと考えた。
- ・春休み1回、夏休み2回、冬休み1回実施。
- ・子ども食堂ではなく、子ども、高齢者など地域の方との世代間交流の場として「LET' S みんなでランチ」として始まった。
- ・単なる食事提供だけではなく、遊びコーナーでは世代間交流で将棋をしたり、地域の方にギターの演奏をしていただくこともある。
- ・一人暮らしの高齢者も子どもたちとの交流を楽しんでいる。
- ・参加費は100円なので、材料は60、70円分ぐらいにおさえるため、家庭菜園の野菜を使ったり、社会福祉協議会や青少協、東愛宕地区委員会に相談し、シェア・マインドからお米を寄付していただいたり、防災安全課よりアルファ米を提供してもらっている。

(一緒に食べさせていただいたが、たいへん美味しかった。余ったおにぎりを家に持ち帰って料理学校の講師の妻に食べてもらったら、冷めてもこんなに美味しいおにぎりをどう作るのかと、教えてほしいとたいへん驚いていた。)

・高野さんは元看護師。栄養を考えて工夫している。民生委員を15年続けていて、食に関心のない若い親がいること、お金渡されて、毎日ファミリーレストランでお子様ランチのサラダバイキングを食べている小学生がいる、お父さんが外で遊び、子どもは家にいてスナック菓子が食事という子もいることなど、心配が多いと感じている。

・子育て総合センターから相談もあるが、こういう現場にもっと市の職員が来て話を聞いてほしい。

3. 無料学習塾「慈有塾」 藤原彩沙事務局長 および高木実有代表

・慈有塾は2014年開始。高木代表が大学生だった2008年から勉強支援のボランティアをしていたことから、高校中退などで卒業できなかった子らの高卒認定のための教育支援をはじめた。

・藤原事務局長は元生徒。

一番下は15歳から30代、40代まで。

- ・8月と11月に認定の試験がある。科目は蓄積できる。
- ・生徒と先生の都合にあわせて授業を1対1で行う。それぞれのスケジュール合わせて。

・中学校から不登校のひきこもりの子は先生が家まで行っていた。

・現在、25人在塾

・先生には交通費程度を出している。先生が集まるのは募集、東京都ボランティアセンターのボランティア募集を通じてこういう先生募集という案内できてくれる。また講演を高木代表がして参加。メディアを通じてであったり。先生になる条件は理念に賛同し高卒認定レベルまで教えられること。先生は現在、15人。男性、サラリーマンが多い。中には定年退職した60代の方で比較的時間に余裕ある方も。先

生が各生徒の状況に柔軟に対応している

- ・7月、10月 試験直前の集中講義を行う。
- ・生徒は多摩市、八王子、埼玉、練馬 江戸川 小田原など広範囲。若年層相手の無料塾がないことから。生徒には非正規雇用の仕事が多い。口コミで来ている。最近はフェイスブックやTwitterを見て来る人もいる。自分で調べて来たという人が大半。最初は向上心があっても仕事しながらでは大変なのでフェイドアウトする子、連絡とれなくなる子もいる、
- ・子ども4人のシングルマザーや、保育士の資格を得たいと保育園休みなので子ども連れて授業を受けることもある。看護学校に入りたいと、3人目出産して子育てしながら受講する生徒もいる。バイトしながら自動車整備士に向けて学ぶ生徒もいる。
- ・行事はクリスマスパーティを行ったり、頻繁でないが、たまに行う。
- ・民間の助成金や個人の寄付金を得ながら活動。
- ・入塾の資格は高卒認定を受けるかたならこっちから断ることはない。面談だけで受けている。
- ・フードバンクから食べ物の支援を受けている。
- ・子ども・だれでも食堂「オリーブキッチン」(多摩ニュータウンキリスト教会 2F)で夏期講習や秋期講習にお弁当つくってもらい、支援を得ている。また子ども・だれでも食堂を行なっているNPO法人「どんぐりパン」からも過去お弁当提供を受けた。

4. 子ども劇場 春田祐子理事長、市川ひとみ、柴田ゆき副理事長

・子ども劇場は小さな地域サークル単位での活動を基礎にしている。地域内で子どもを真ん中に、大人、老若男女が楽しみながら一緒に生き合う場をつくることを目的。子どもの参画の前に自分で自分の考えたことを表現していいんだという感覚を養うことが大事。そのため、地域での遊びや体験などの文化活動を(アーティストが学校に来て表現活動を子どもたちとすすめる文化庁事業のコーディネートも含む)推進している。子ども自身が企画する子どもカーニバル、キャンプ、餅つきなどの部分も含め、学校や地域で固定化した自身の像(レッテル)と異なる自分の発露の場となる。

5. 子どもがつくるまち「こたま」 主催者：矢田浩明さん

・10年前からやりたいと思って準備。聖蹟桜ヶ丘のコレクティブハウスに居住、コレクティブハウジング社勤務。子どもがつくるまちは、卯月盛夫教授の話聞いて関心を深めた。子ども劇場柴田さんなど地域の先輩方に相談。まだできる基盤ができていないので温めておいて2017年に第一回 参加者85名 今年度第2回目12月開催約200名参加。会場をパルテノン多摩に移動して実施。コレクティブハウスや地域の知人友人のつながりから多くの方がスタッフとして参加してくれている。コレクティブハウスは居住者のみではなく近隣の関係を深める。

6. ご当地アイドル「ディゼル」 アカリン(高3)、ミハネ(中3)

・アカリン(高3)は4歳から。ミハネ(中学3)は6歳から小川晃世先生のダンス

教室クローバーに、ダンスだけではなく演劇を含んだダンスストーリーの表現も学ぶ。クローバーは小さい子から 70 歳のお年寄り、ダウン症の子など様々な人が一緒にステージに立ちダンスを楽しんでいる。

- ・クローバーから誕生したディゼルは 2016 年結成され、2017 年 11 月に多摩市ご当地アイドルとして CD デビュー。芸能界のアイドルは男性ファンが多いが、ディゼルは地域の小さい子やお母さんなど素敵なファンの関わりがある。いまでは地域の小さい子があこがれてダンス教室に入ることも。

- ・その他、地域の産物を YouTube にアップして多摩地区を宣伝もしている。アカリンの将来の夢は小児病棟の子どもたちにエンターテイメントショーを届けること。

「病気が病気でない瞬間を沢山増やしてあげたい」。ミハネは、これからも学業も部活もダンスも頑張ること。ダンスを理由に学業、部活をおろそかにせず必ず両立させることが目標だそうだ。

附録2 子ども・若者に関する施策検討懇談会開催記録

No	日付	主な検討内容
1	平成30年度 第1回 11月7日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 市長挨拶 3. 趣旨説明・スケジュールについて 4. 各委員自己紹介 5. 会長、副会長の選出について 6. 各委員より課題提起について 7. 質疑応答 8. 閉会
2	平成30年度 第2回 1月24日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各委員より課題提起について 2. 支援策や体制等に関する意見交換
3	平成30年度 第3回 2月28日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多摩市における子ども・若者支援策に関する意見交換
4	令和元年度 第4回 5月21日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多摩市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果について（説明） 2. 多摩市における子ども・若者支援策や体制等に関する意見交換 3. 支援策等の推進手法の検討
5	令和元年度 第5回 7月2日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多摩市子ども・若者に関する施策検討懇談会報告書案検討 2. 支援策等の推進手法の検討
6	令和元年度 第6回 8月20日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多摩市子ども・若者に関する施策検討懇談会報告書案検討 2. 支援策等の推進手法の検討

附録3 子ども・若者に関する施策検討懇談会委員名簿

●広く子ども・若者の課題に知見を有する者		
千葉大学大学院園芸学 研究科教授	木下 勇氏 (きのした いさみ)	奈良市子ども条例検討員会（副委員長） ユニセフ CFC「子どもにやさしいまち」国 際諮問委員会委員 公益社団法人こども環境学会副会長
●教育について知見を有する者		
明星大学心理学部心理 学科教授	福田 憲明氏 (ふくだ のりあき)	多摩市立教育センター運営委員会運営委 員 日野市子どもの貧困対策協議会副会長 日本学生相談学会理事
●思春期を中心として精神医療や療育に知見を有する者		
昭和薬科大学臨床心理 学研究室教授	吉永 真理氏 (よしなが まり)	世田谷区（仮称）希望丘青少年交流セン ター運営のあり方検討委員会委員長 町田市子ども子育て会議副会長 大田区青少年の居場所と自立支援のあり 方の検討委員会委員長
●子ども・若者の居場所の実務者		
社会福祉法人こぼと会 理事長	元井 由隆氏 (もとい よしたか)	市内社会福祉法人理事長 市内子ども食堂実施団体副代表
●ひきこもり支援の実務者		
NPO 法人青少年自立援 助センター常務理事	河野 久忠氏 (こうの ひさただ)	東京都地域支援者ハンドブック作成委員 会委員 東京都不登校・中途退学対策検討委員会 委員 東京都第九期生涯学習審議会委員 第31期東京都青少年問題協議会委員
●子ども・若者の相談業務の実務者		
社会福祉法人やまて福 祉会 センター長	奈和良 由子氏 (なわら よしこ)	東京都若者総合相談センター 若ナビα事業責任者 東京都子供・若者支援協議会 連絡調整 部会 委員